



---

---

ふれあい、支え合い、共にいきる

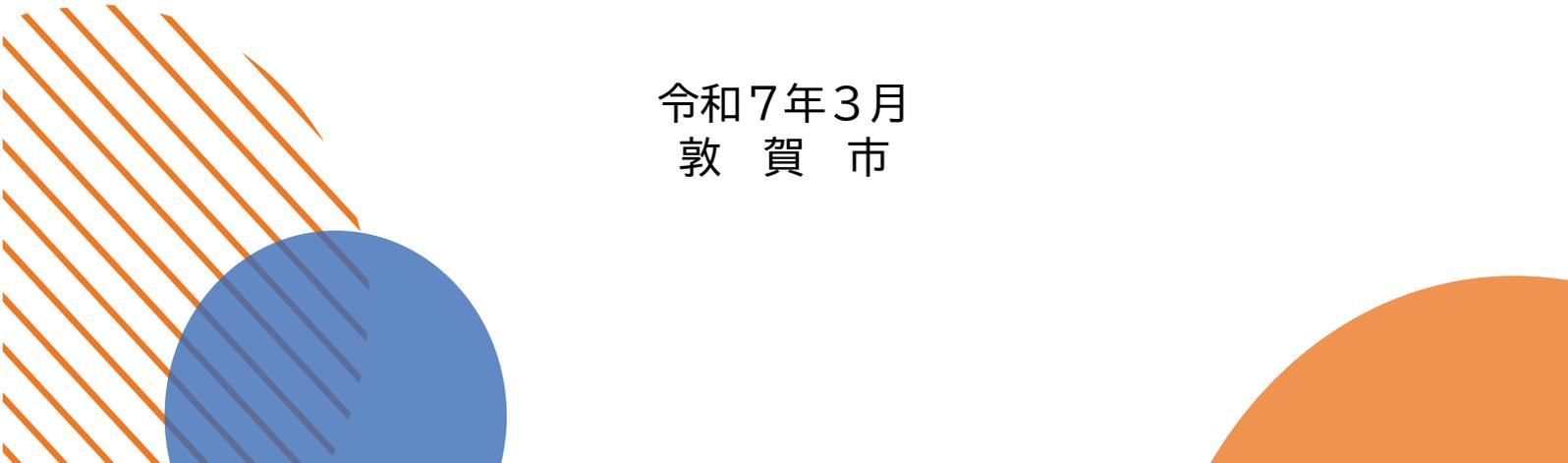
ぬくもりのあるまち つるが

# 福祉つるが ぬくもりプラン

【第5期敦賀市地域福祉計画】

---

---



令和7年3月  
敦 賀 市



## はじめに

---

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会の到来、核家族化の進行、単身世帯の増加などといった社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、かつて当たり前のように感じられていた家庭のあり方や、地域における支え合いの基盤が新しく変わろうとしています。



また、ダブルケアやヤングケアラー、8050問題、孤立やひきこもりなどの複雑化、複合化した、従来の制度では解決が困難な課題も生まれています。

そのような情勢や課題の解決の糸口として、支え手と受け手といった関係に分かれるのではなく、制度や分野を超えてつながることで、誰もが役割をもって、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、令和2年に「第4期敦賀市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。このたび5年間の計画期間が満了することから、今後ますます多様化していく福祉課題に対応するため、アンケート調査等を行い、多くの方々の御意見をいただきながら、「第5期敦賀市地域福祉計画」を策定いたしました。

この「第5期敦賀市地域福祉計画」には、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しました。前計画の「ふれあい 支え合い 共にいきる めくもりのあるまち つるが」の基本理念をふまえながら、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安全、安心に暮らすことができるような地域社会となるよう、様々な視点から地域福祉の推進に向けて取り組みを進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に審議いただきました敦賀市地域福祉計画策定委員会、そして、各関係機関及び関係団体の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

敦賀市長 米澤 光治

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 地域福祉の推進 .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
<b>第2章 敦賀市の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみられる現状 .....	5
2 敦賀市地域福祉アンケート調査の主な結果 .....	10
3 アンケート調査結果等を踏まえた課題 .....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1 計画の基本理念 .....	29
2 計画の基本目標 .....	30
3 計画の体系 .....	31
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>32</b>
基本目標1 地域福祉の土台づくり .....	32
（1）地域力の向上 .....	32
（2）情報の共有 .....	35
（3）福祉のこころを育む .....	38
基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり .....	40
（1）支援体制の充実 .....	40
（2）重層的支援体制の強化<敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画> ..	46
（3）人と人とが支え合う .....	50
（4）参加の促進 .....	52
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり .....	56
（1）暮らしの安全と安心 .....	56
（2）健康と暮らしを支える取組の推進 .....	61
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>64</b>
1 計画の周知 .....	64
2 計画の推進体制 .....	64
3 計画の管理と評価 .....	66
<b>参考資料</b> .....	<b>68</b>
1 関連事業一覧 .....	68
2 敦賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	90
3 敦賀市地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	91
4 策定経過 .....	92
5 用語解説 .....	93



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

本市では、令和2年3月策定の「福祉つるが めくもりプラン（第4期敦賀市地域福祉計画）」において、「ふれあい、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち」を目指し、多くの関係者とともに、地域福祉の推進を図ってきました。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者のみの世帯の増加や、子の育児と親の介護が重なるダブルケア、80代の親が50代のこどもの生活を支える8050問題、家事や家族の世話などをこどもが日常的に行っているヤングケアラー、社会的孤立やひきこもり等、新たな問題が生まれています。

これらの問題は複数の分野に跨っていたり、制度の狭間になっていたりする等、従来の制度では解決が困難な課題であり、複合的に支援することが必要とされています。

このような状況を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的な課題や制度の狭間等の課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいをもって地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国は、平成29年（2017年）に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村に住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域福祉を把握し解決を試みることができる環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する事等を努力義務化しました。

そして、地域共生社会の実現に向けた事業として、令和2年（2020年）6月に、社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本市においても、各分野が連携して包括的な支援を実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

このたび、第4期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第5期敦賀市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

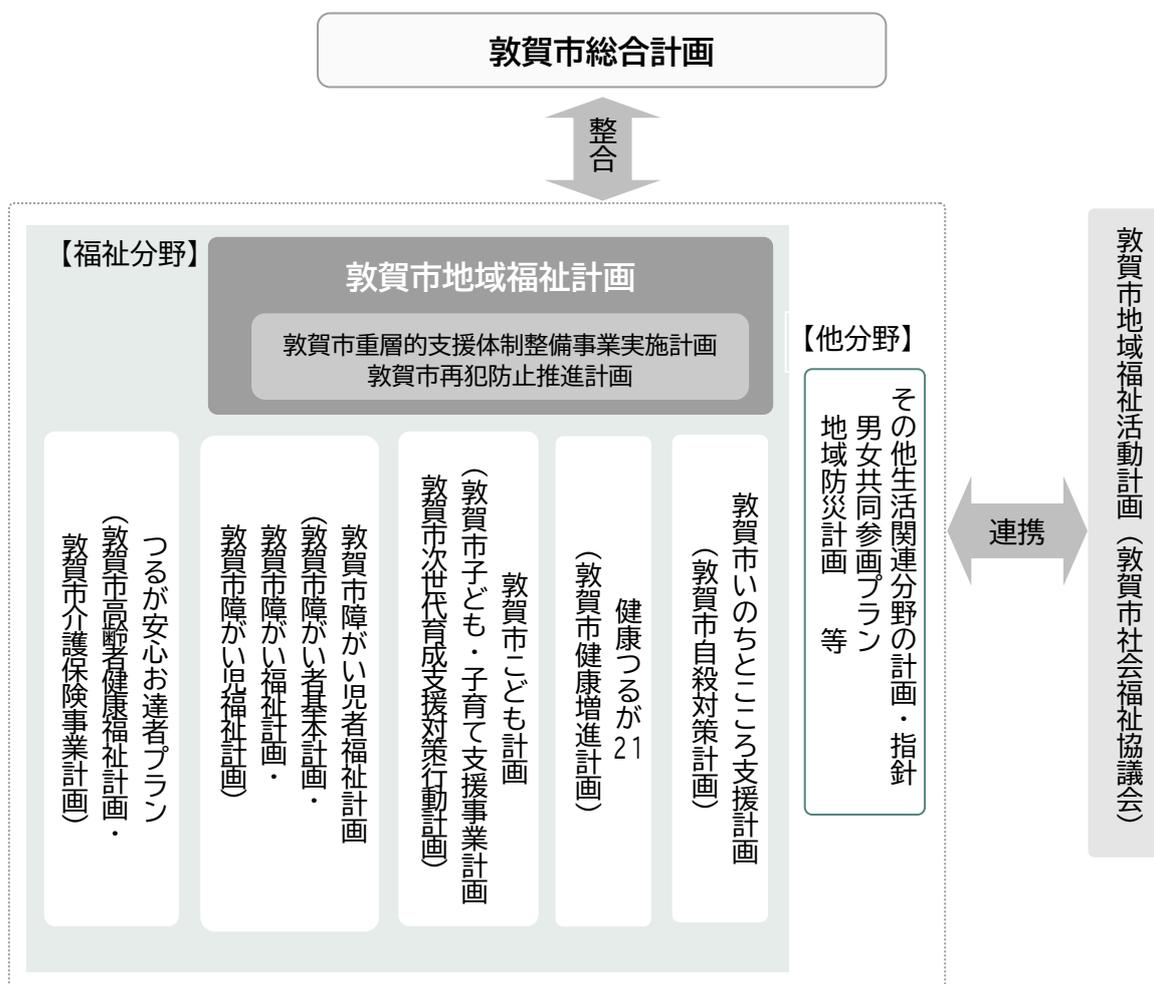
## 2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第8次敦賀市総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、「つるが安心お達者プラン（敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画）」、「敦賀市障がい児者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画）」、「敦賀市こども計画（敦賀市子ども・子育て支援事業計画・敦賀市次世代育成支援対策行動計画）」、「健康つるが21（敦賀市健康増進計画）」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

また、「敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含した計画になります。

そのほか、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



### 3 地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成27（2015）年の国連サミットで150か国を超える加盟国参加の下、全会一致で採択され、令和12（2030）年までの国際社会の指針となっています。

本計画においても、SDGsの目標を念頭におき、地域福祉を推進します。

【本計画に関連するSDGsの目標】



### 4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合性に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4期計画	第5期敦賀市地域福祉計画					次期計画

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市内在住の18歳以上の市民を対象とした「敦賀市地域福祉アンケート調査」を実施するとともに、市内在住の中学3年生から高校3年生までの若年層と、市内の関係団体に対しヒアリング等調査を行いました。また、計画の原案に対しては、パブリックコメントを実施し、市のホームページや公民館等の施設への設置により市民の皆様から意見を募集しました。

上記のアンケート調査やパブリックコメントの結果を基に、幅広い分野の関係者を委員とする「敦賀市地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

### 【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率】

対 象	配布数	回収数	回収率
住民	2,000 通	603 通	30.2%
若年者	120 通	27 通	22.5%
関係団体	50 通	32 通	64.0%

### 【市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果】

対 象	回収数
第5期敦賀市地域福祉計画(原案)に対するパブリックコメント（市民意見公募）	2 件



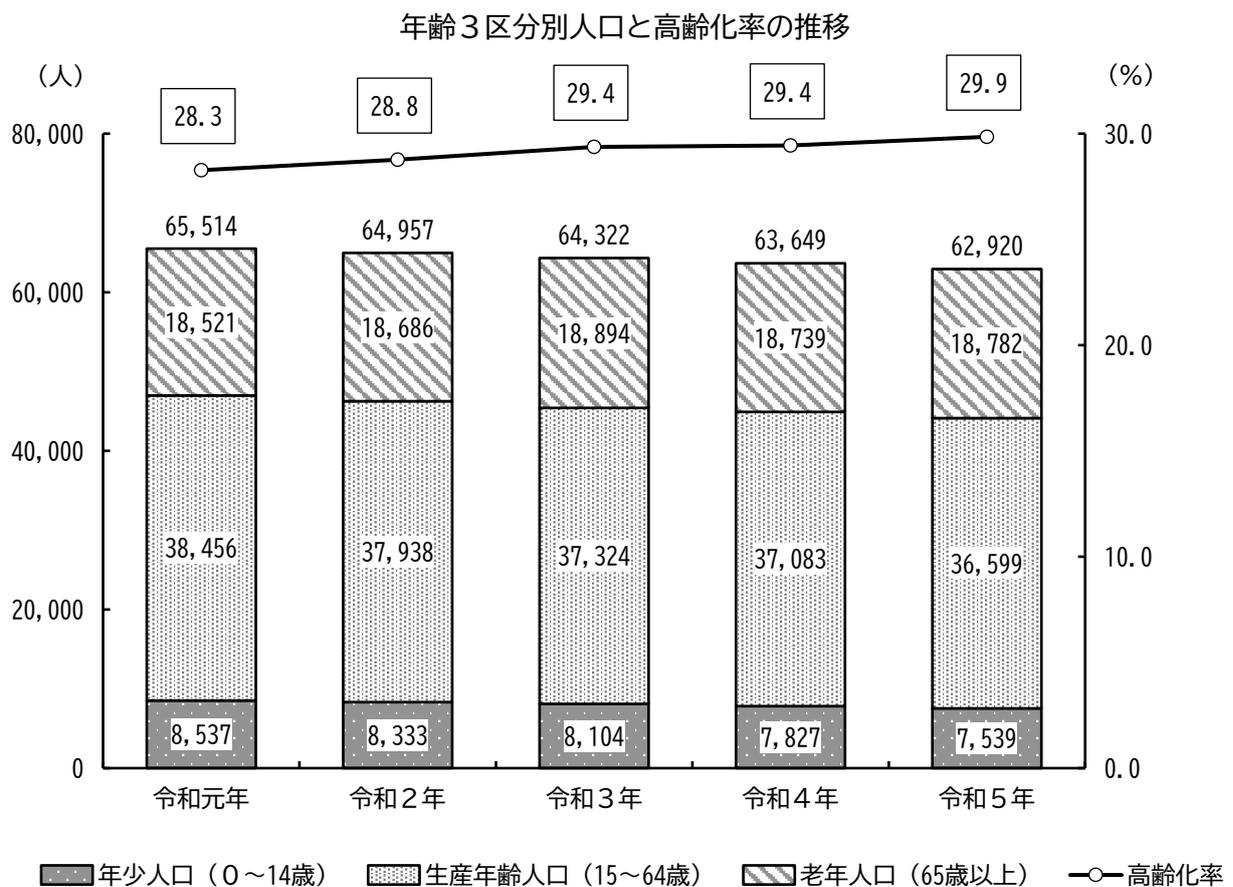
## 敦賀市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 統計データからみられる現状

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

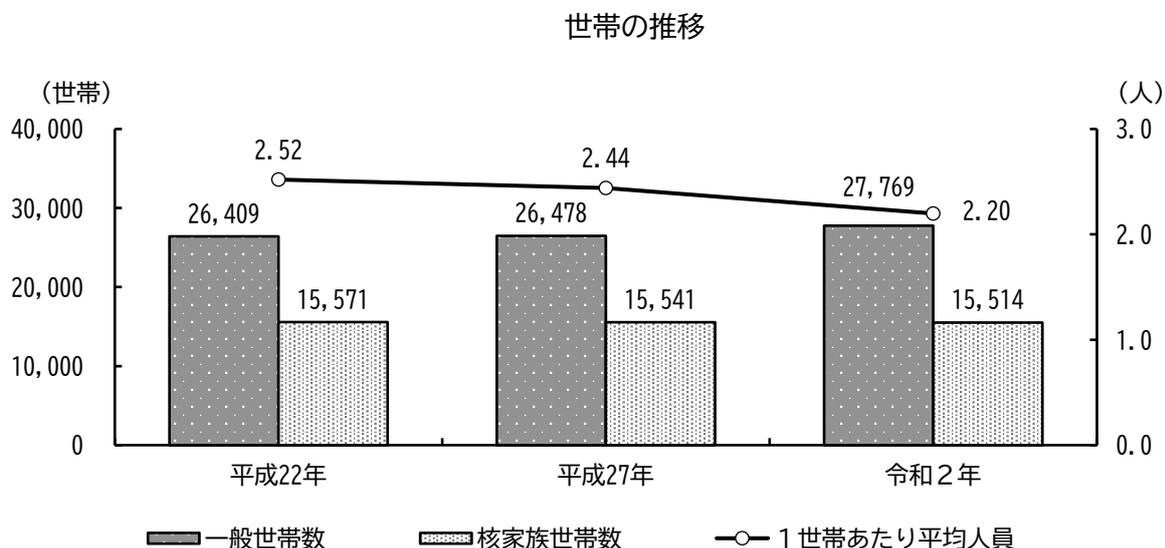
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和5年で62,920人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しています。老年人口（65歳以上）は令和3年で最も多く、令和4年で減少したものの、再び増加し、令和5年の高齢化率は29.9%となっています。



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

## ② 世帯の推移

核家族世帯数、1世帯あたり平均人員ともに減少しており、令和2年で15,514世帯、1世帯あたり平均人員2.20人となっています。

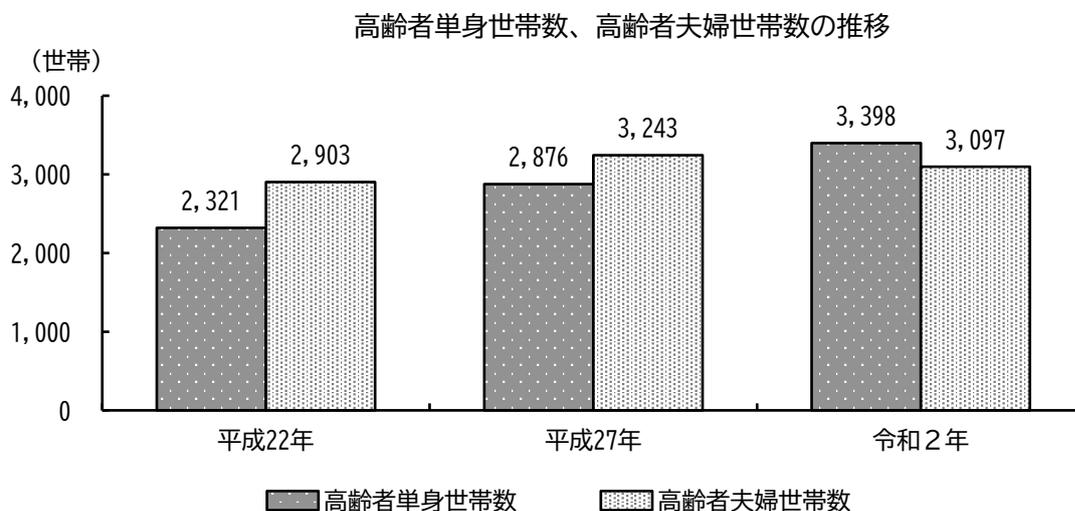


資料：国勢調査

## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

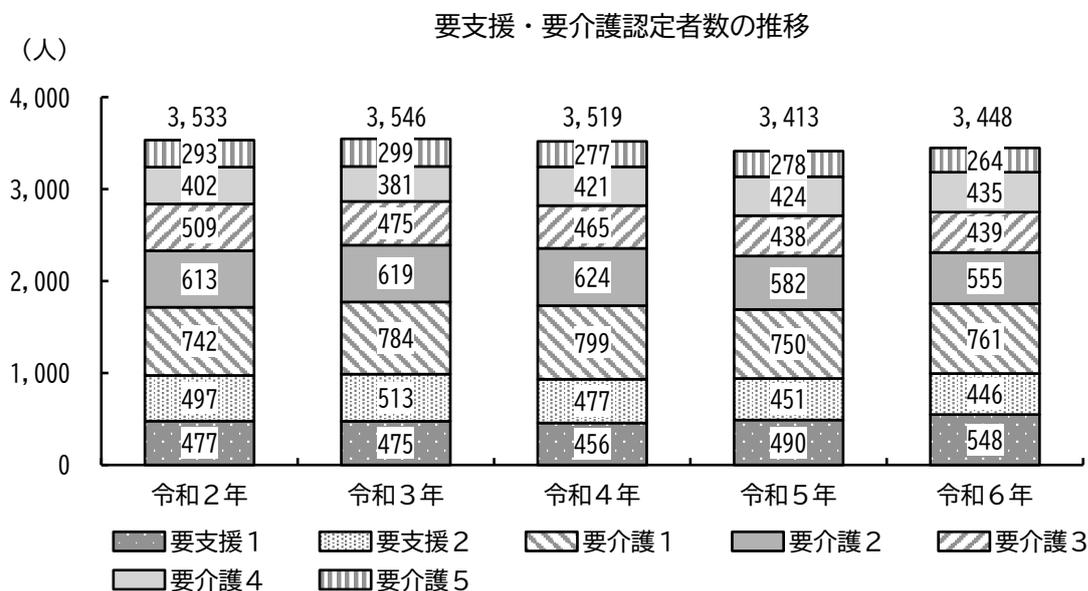
高齢者単身世帯数をみると、平成22年と比較して令和2年は1.46倍の3,398世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数をみると、平成22年と比較して令和2年は1.07倍の3,097世帯となっています。また、平成27年までは高齢者単身世帯数を高齢者夫婦世帯数が上回っていましたが、令和2年では高齢者単身世帯数が高齢者夫婦世帯数を上回り、3,000世帯を超えました。



資料：国勢調査

## ② 要支援・要介護認定者数の推移

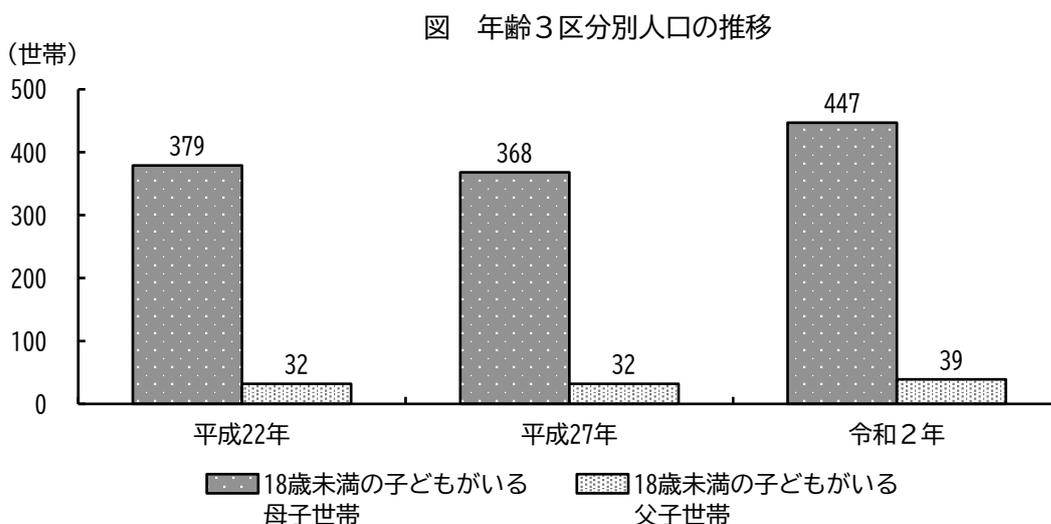
要支援・要介護認定者数は、減少傾向となっており、令和2年と比較して令和6年は、0.98倍の3,448人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年1月末日現在）

## (3) ひとり親家庭の状況

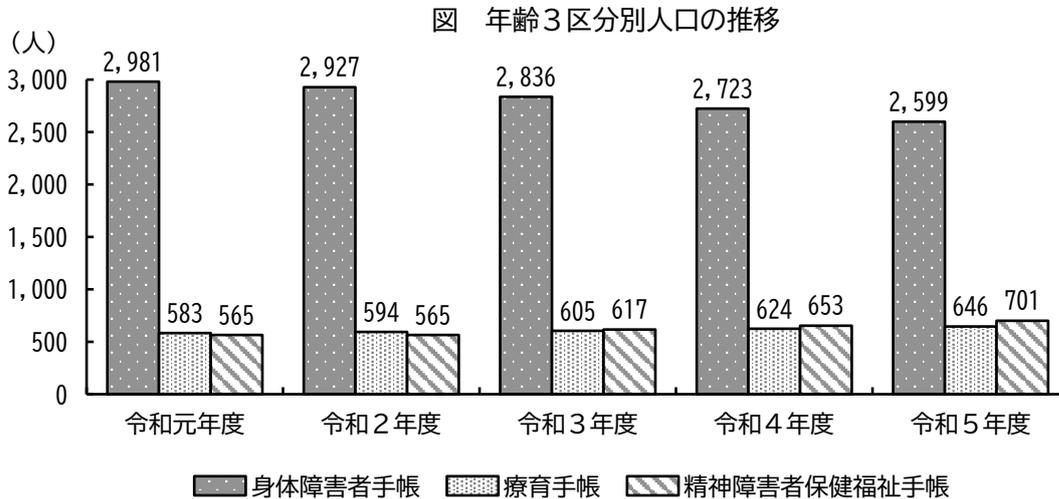
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、令和2年で増加しており447世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成22年から横ばいで推移しており、令和2年で39世帯となっています。



資料：国勢調査

## (4) 障害者手帳所持者の状況

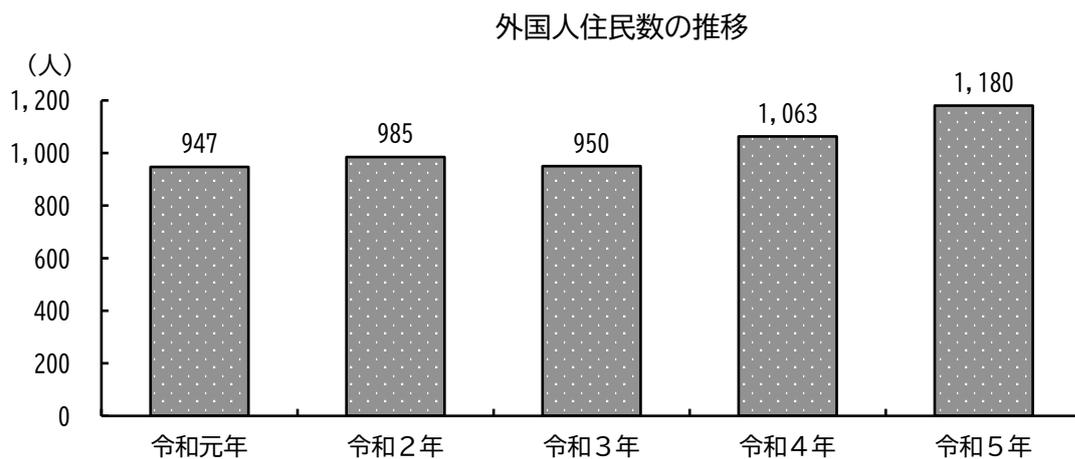
身体障害者手帳所持者は、年々減少しており令和5年度で2,599人となっています。一方、療育手帳所持者（令和5年度646人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（令和5年度701人）は増加傾向となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

## (5) 外国人の状況

外国人住民数は令和3年に減少したものの、その後は増加傾向にあり、令和5年で1,180人となっています。



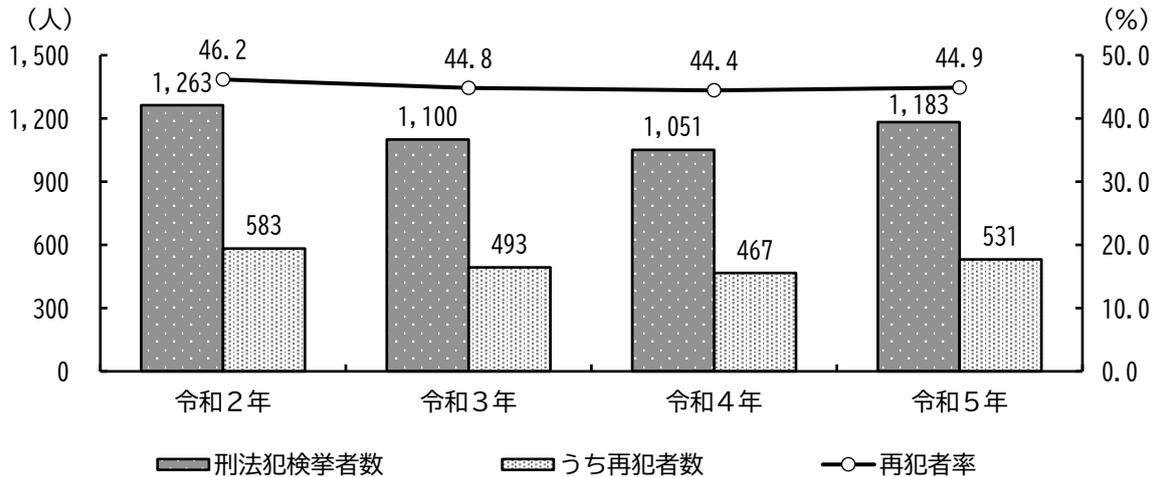
資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

## (6) 再犯防止に関する状況

### ① 福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

令和2年から令和5年における福井県の刑法犯認知件数及び刑法犯検挙者数は、令和4年までは減少していましたが、令和5年で増加し再犯者率は44.9%となっています。

福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

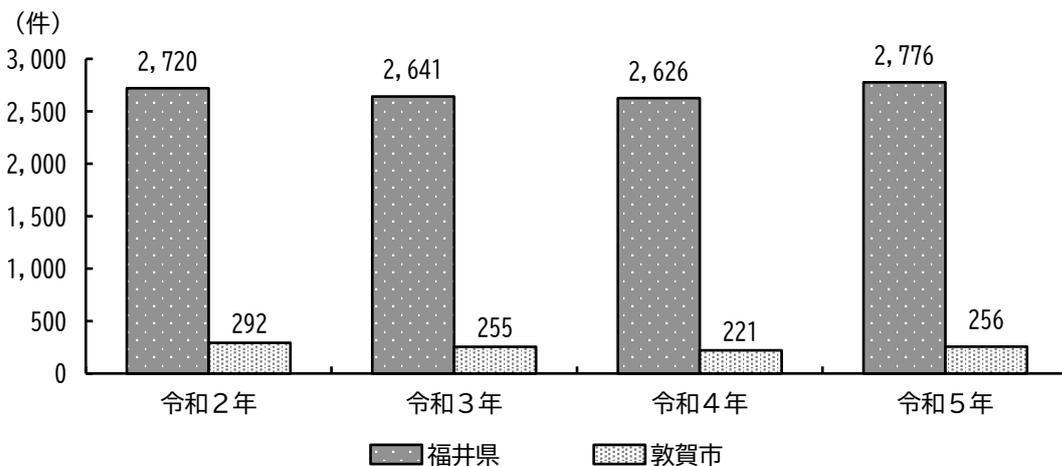


資料：法務省

### ② 福井県及び敦賀市の刑法犯認知状況

福井県及び敦賀市の刑法犯認知件数は、令和2年から令和4年までは減少していましたが、令和5年は増加しています。

福井県及び敦賀市の刑法犯認知状況



※発生地不明等を除く。

資料：福井県警察ホームページ

## 2 敦賀市地域福祉アンケート調査の主な結果

地域福祉計画の策定の基礎資料として、市民や市内の福祉団体、市民活動団体を対象に、令和6年7月から9月にかけてアンケート調査を実施しました。

【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率（再掲）】

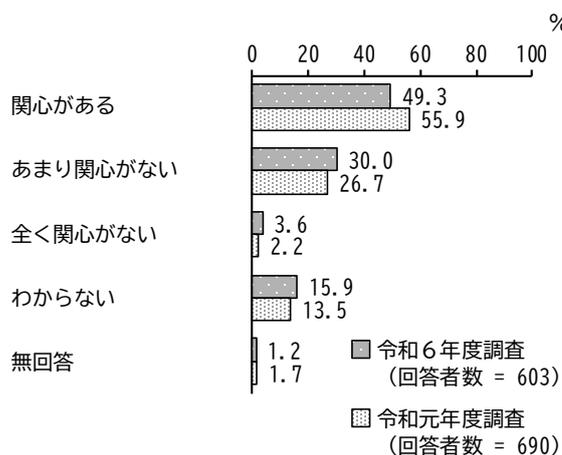
対象	配布数	回収数	回収率
住民	2,000 通	603 通	30.2%
若年者	120 通	27 通	22.5%
関係団体	50 通	32 通	64.0%

### (1) 住民調査

#### ① 福祉への関心

「関心がある」が49.3%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が30.0%、「わからない」が15.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「関心がある」が減少しています。



年齢別にみると、10歳代・20歳代で「わからない」が高くなっています。

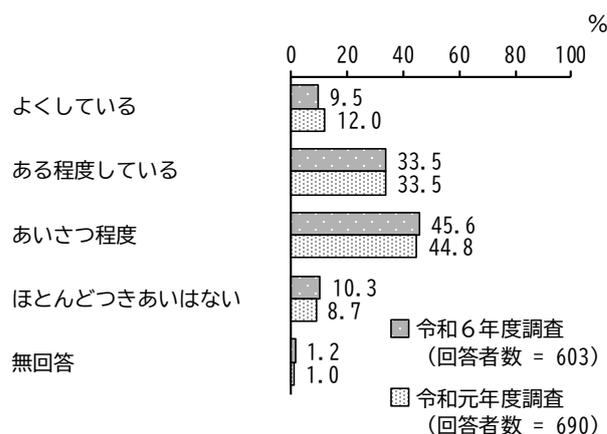
単位：%

区分	回答者数 (件)	関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	わからない	無回答
10歳代・20歳代	37	35.1	27.0	8.1	29.7	—
30歳代	67	38.8	37.3	9.0	13.4	1.5
40歳代	104	43.3	29.8	6.7	20.2	—
50歳代	135	48.9	30.4	2.2	18.5	—
60歳代	161	55.9	31.1	1.9	9.9	1.2
70歳以上	93	58.1	23.7	—	14.0	4.3

## ② 近所との交流の程度

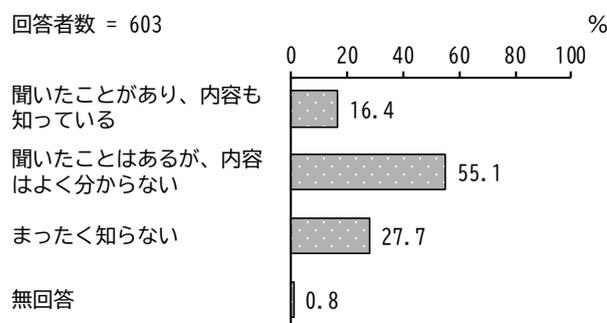
「あいさつ程度」が45.6%と最も高く、次いで「ある程度している」が33.5%、「ほとんどつきあいはない」が10.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



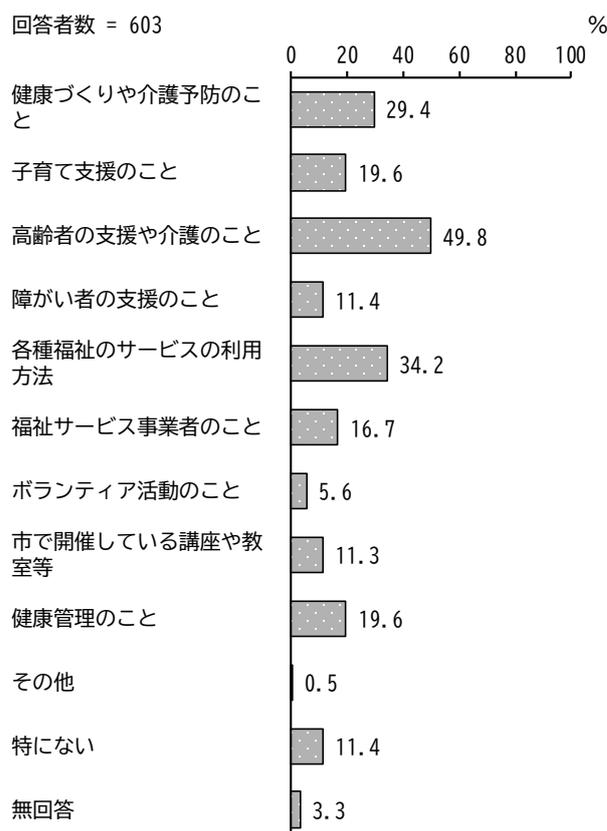
## ③ 地域共生社会の認知度

「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が55.1%と最も高く、次いで「まったく知らない」が27.7%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が16.4%となっています。



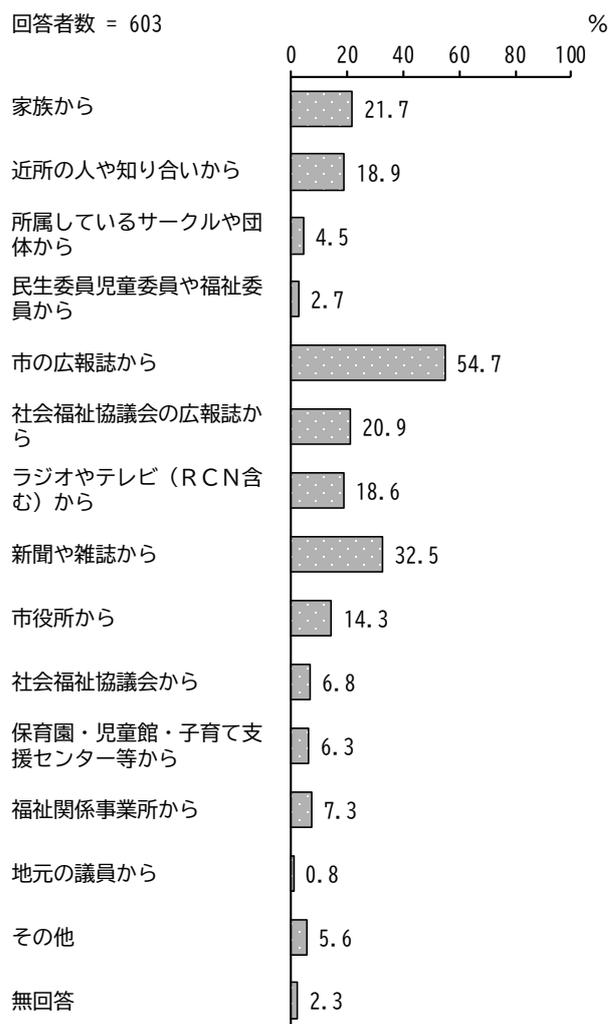
## ④ 知りたい福祉情報

「高齢者の支援や介護のこと」が49.8%と最も高く、次いで「各種福祉のサービスの利用方法」が34.2%、「健康づくりや介護予防のこと」が29.4%となっています。



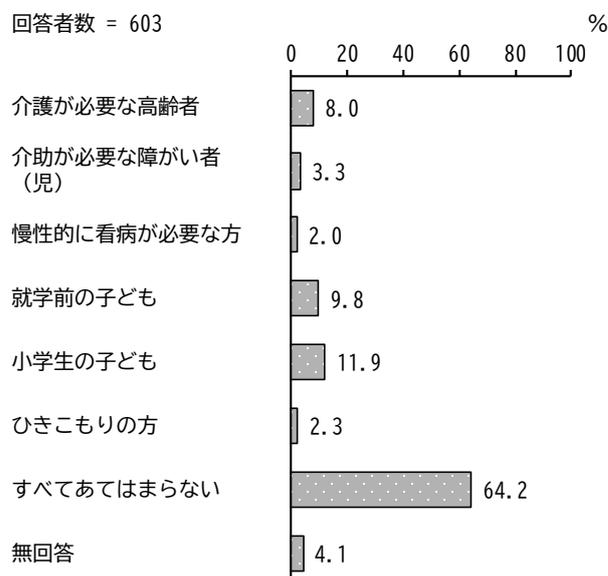
### ⑤ 福祉情報の入手手段

「市の広報誌から」が54.7%と最も高く、次いで「新聞や雑誌から」が32.5%、「家族から」が21.7%となっています。



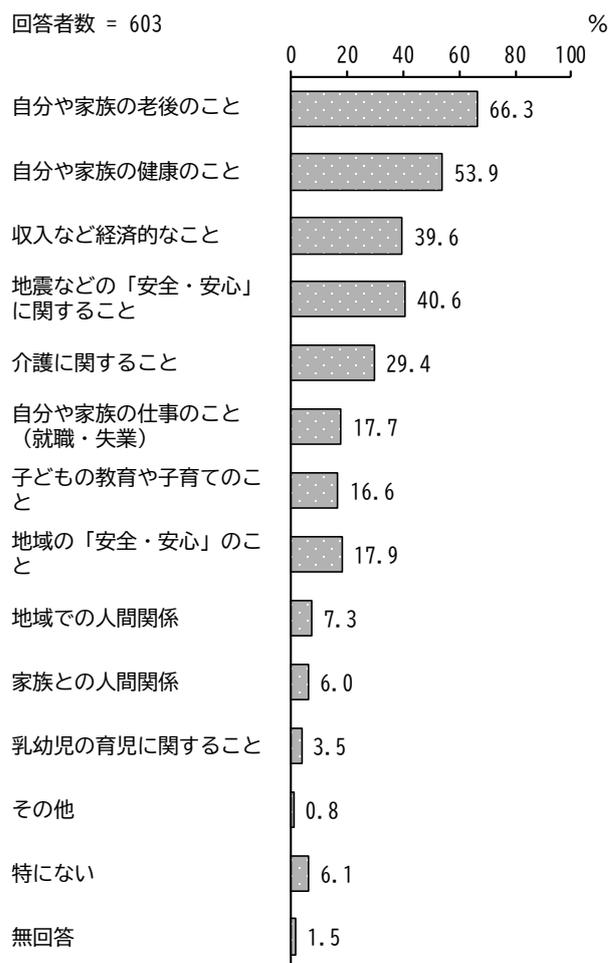
### ⑥ 同居している家族の状況

「すべてあてはまらない」が64.2%と最も高く、次いで「小学生の子ども」が11.9%となっています。



### ⑦ 日頃の暮らしの中での悩みや不安

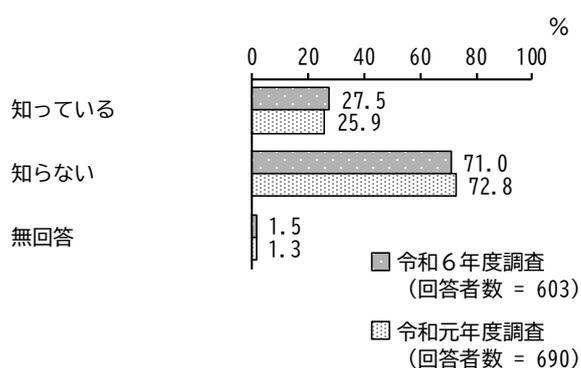
「自分や家族の老後のこと」が66.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が53.9%、「地震などの「安全・安心」に関すること」が40.6%となっています。



### ⑧ 民生委員・児童委員の認知度

「知っている」が27.5%、「知らない」が71.0%となっています。

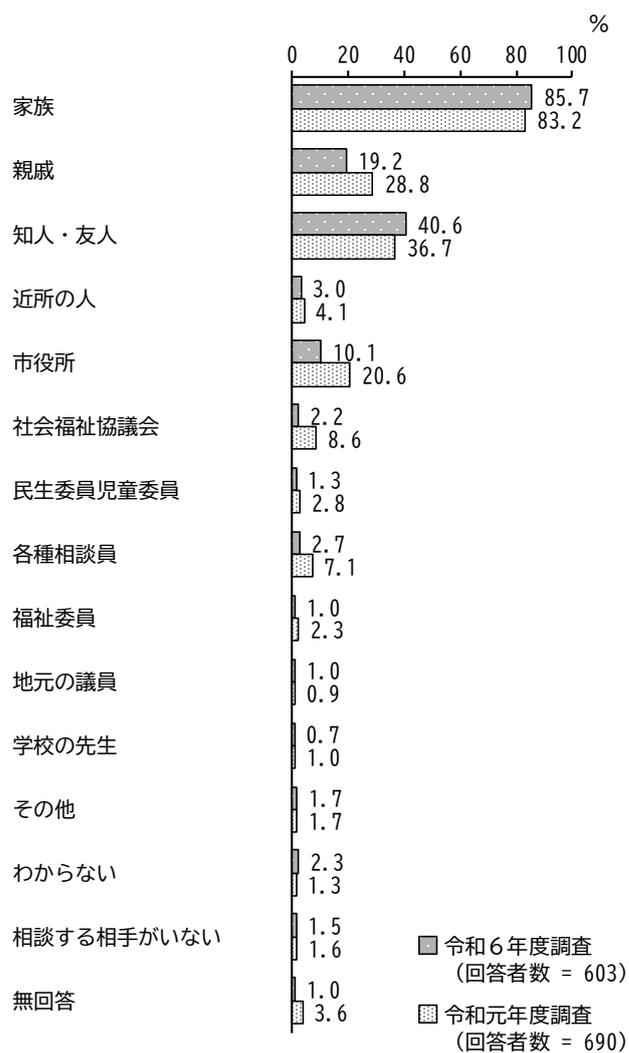
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ⑨ 困ったことがあった場合の主な相談相手

「家族」が85.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が40.6%、「親戚」が19.2%となっています。

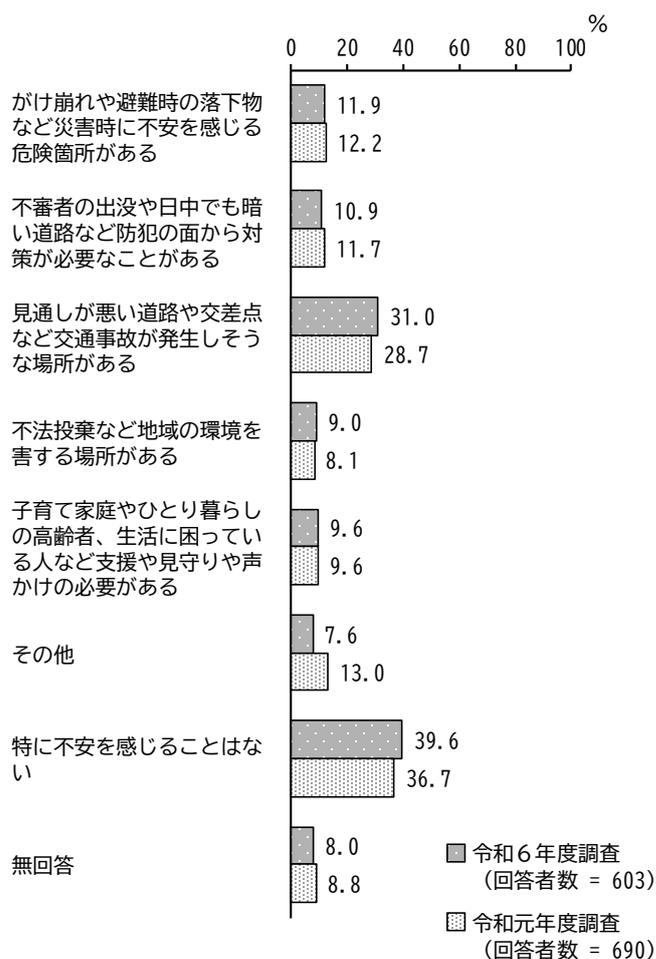
令和元年度調査と比較すると、「親戚」「市役所」「社会福祉協議会」が減少しています。



## ⑩ 地域における不安な場所の有無

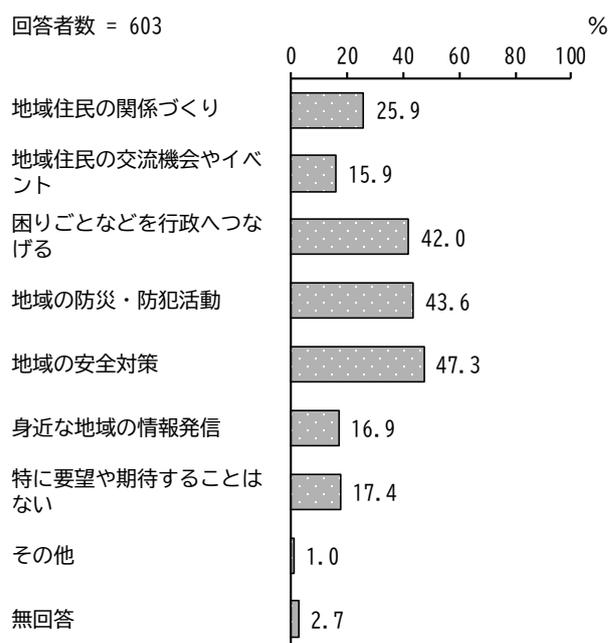
「特に不安を感じることはない」が39.6%と最も高く、次いで「見通しが悪い道路や交差点など交通事故が発生しそうな場所がある」が31.0%、「がけ崩れや避難時の落下物など災害時に不安を感じる危険箇所がある」が11.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ⑪ 自治会に対する要望や期待

「地域の安全対策」が47.3%と最も高く、次いで「地域の防災・防犯活動」が43.6%、「困りごとなどを行政へつなげる」が42.0%となっています。



## ⑫ 地域で困っている世帯がいる場合に手助けできること、手助けしてほしいこと

### <手助けしてもらっていること>

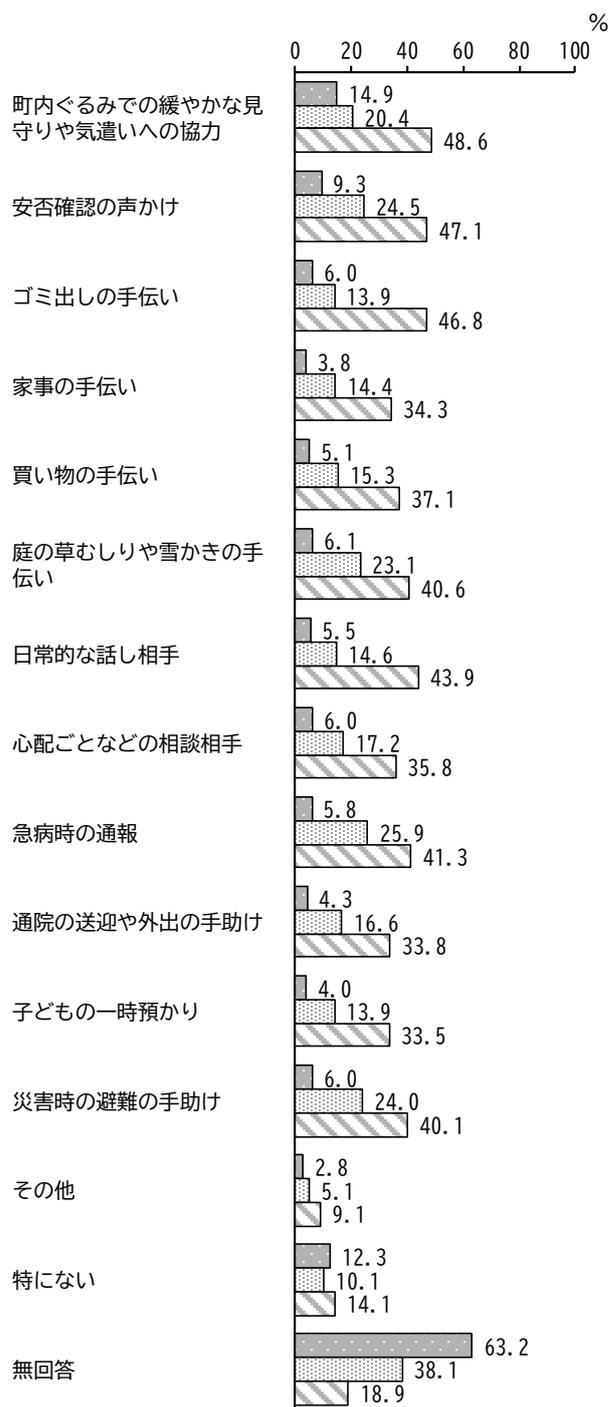
「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が14.9%と最も高く、次いで「特にない」が12.3%となっています。

### <手助けしてほしいこと>

「急病時の通報」が25.9%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が24.5%、「災害時の避難の手助け」が24.0%となっています。

### <手助けしていること・できること>

「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が48.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が47.1%、「ゴミ出しの手伝い」が46.8%となっています。



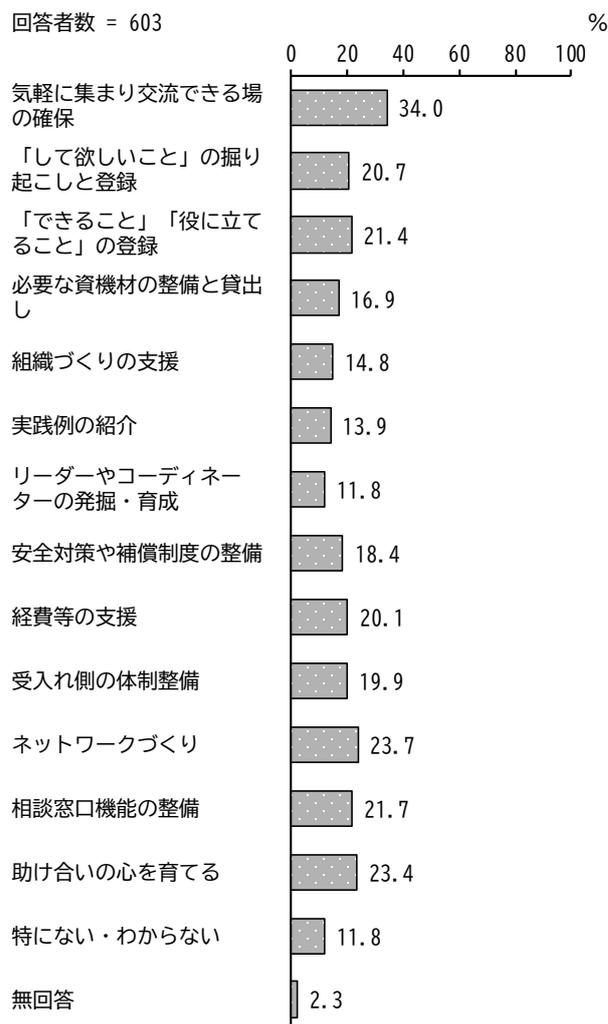
■ 手助けしてもらっていること  
(回答者数 = 603)

▨ 手助けしてほしいこと  
(回答者数 = 603)

▨ 手助けしていること・できること  
(回答者数 = 603)

### ⑬ 身近に「できること」や「役に立てること」を地域で循環させていくために必要な取組

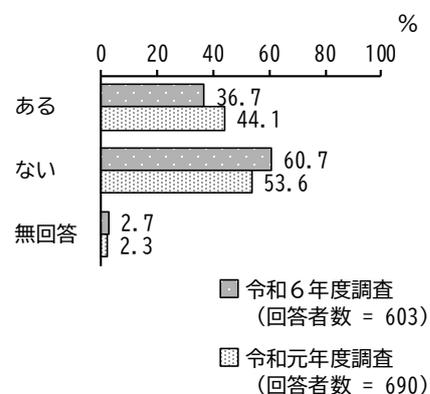
「気軽に集まり交流できる場の確保」が34.0%と最も高く、次いで「ネットワークづくり」が23.7%、「助け合いの心を育てる」が23.4%となっています。



### ⑭ ボランティア活動の参加状況

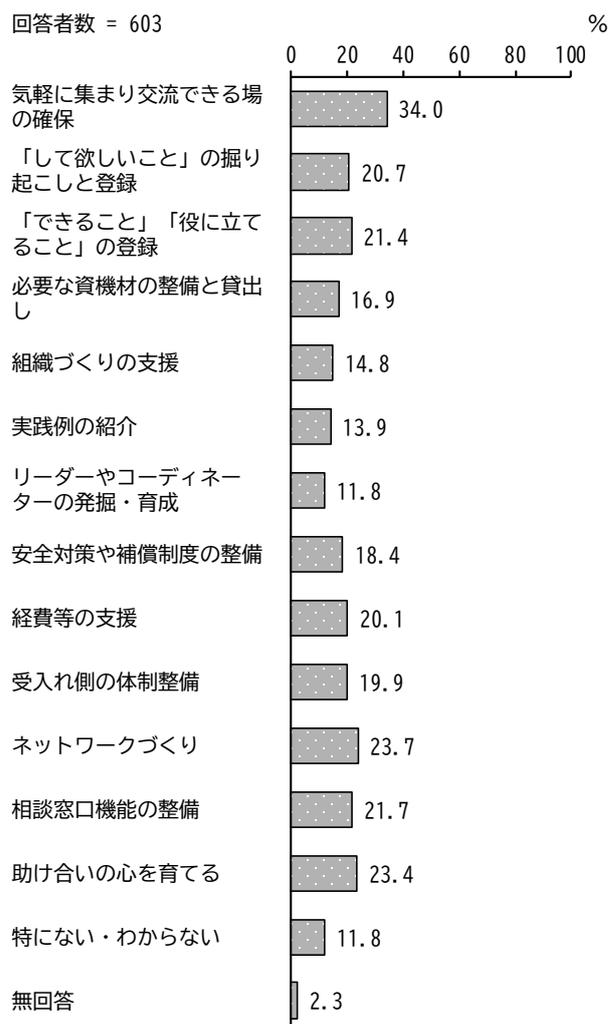
「ある」が36.7%、「ない」が60.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ない」が増加しています。一方、「ある」が減少しています。



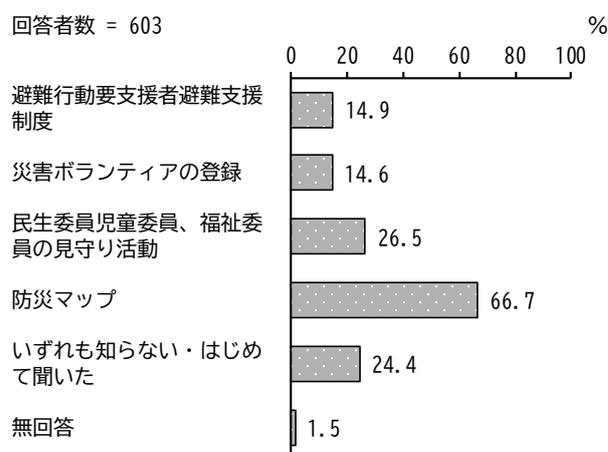
### ⑮ 地域社会の役割や地域に期待すること

「気軽に集まり交流できる場の確保」が34.0%と最も高く、次いで「ネットワークづくり」が23.7%、「助け合いの心を育てる」が23.4%となっています。



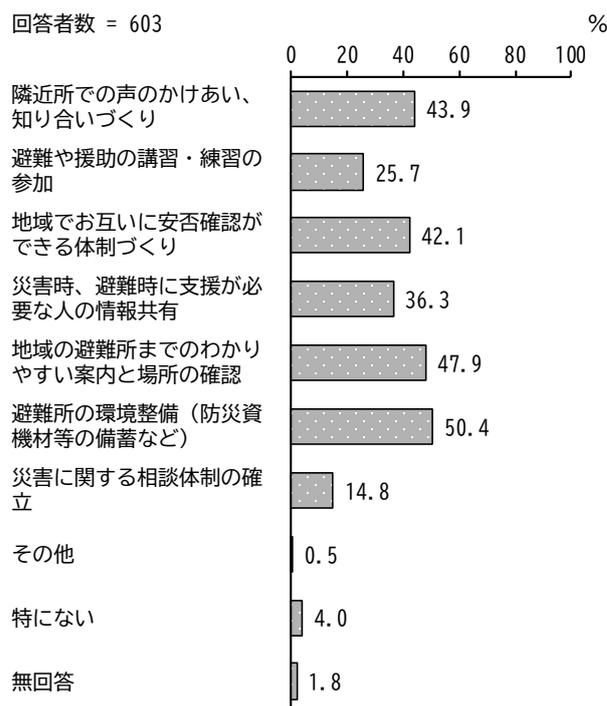
### ⑯ 防災等に関する認知度

「防災マップ」が66.7%と最も高く、次いで「民生委員児童委員、福祉委員の見守り活動」が26.5%、「いずれも知らない・はじめて聞いた」が24.4%となっています。



### ⑰ 日頃からの地域における防災活動

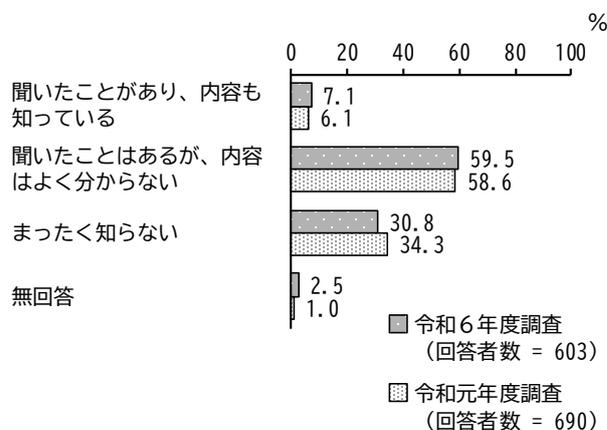
「避難所の環境整備（防災資機材等の備蓄など）」が50.4%と最も高く、次いで「地域の避難所までのわかりやすい案内と場所の確認」が47.9%、「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」が43.9%となっています。



### ⑱ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度

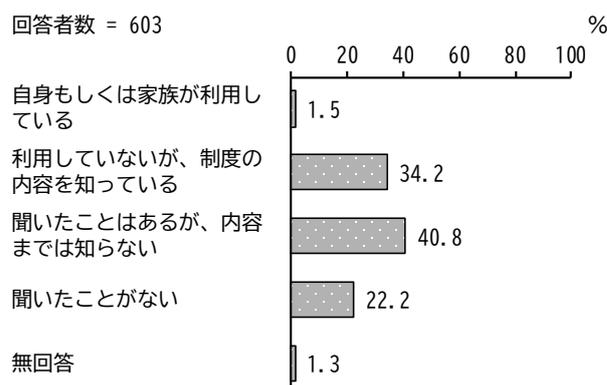
「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が59.5%と最も高く、次いで「まったく知らない」が30.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



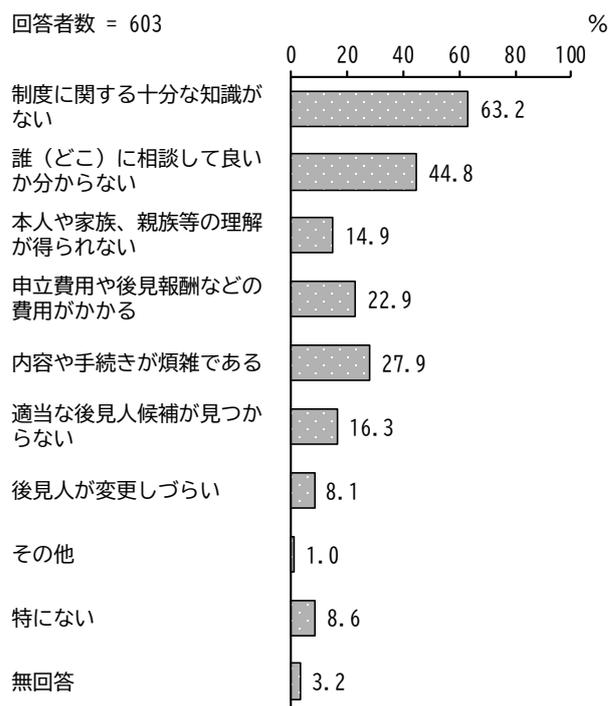
### ⑲ 成年後見制度の認知度

「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が40.8%と最も高く、次いで「利用していないが、制度の内容を知っている」が34.2%、「聞いたことがない」が22.2%となっています。



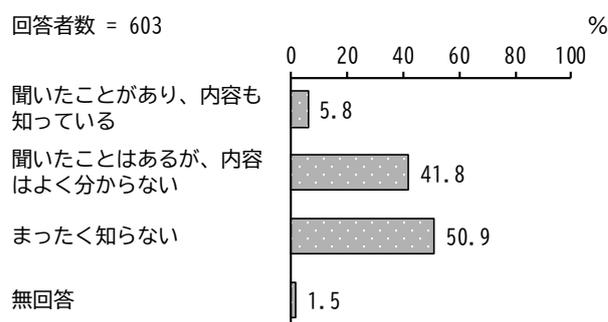
## ⑩ 成年後見制度の利用促進に向けての課題

「制度に関する十分な知識がない」が63.2%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談して良いか分からない」が44.8%、「内容や手続きが煩雑である」が27.9%となっています。



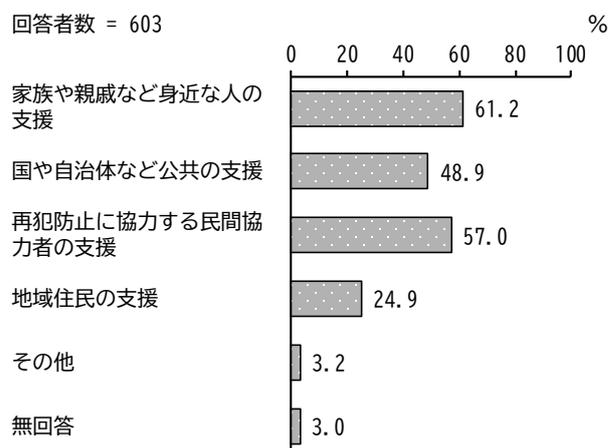
## ⑪ 再犯防止推進法の認知度

「まったく知らない」が50.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が41.8%となっています。



## ⑫ 再犯防止（犯罪を行った者が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要なこと

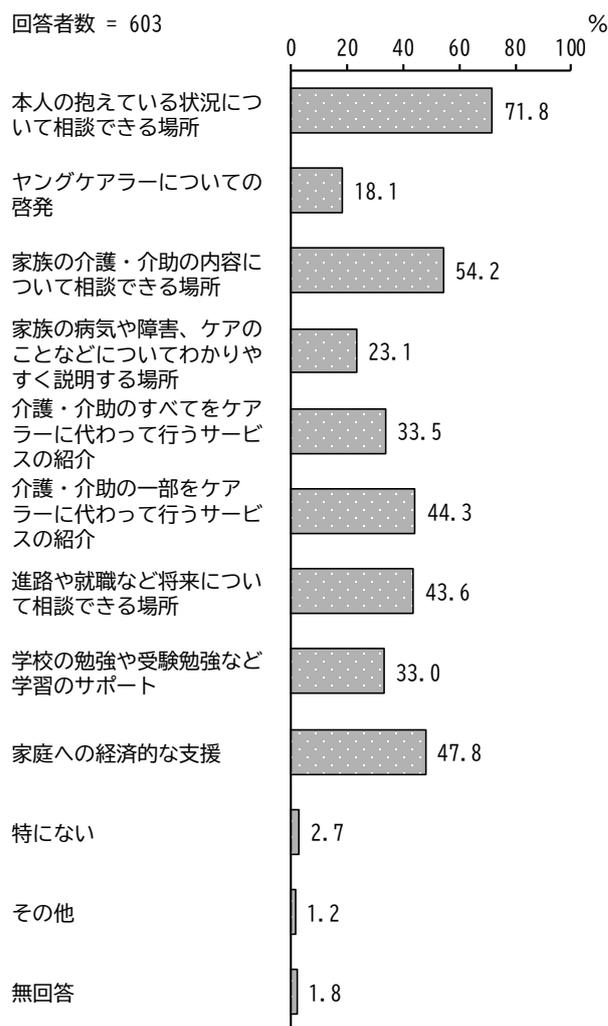
「家族や親戚など身近な人の支援」が61.2%と最も高く、次いで「再犯防止に協力する民間協力者の支援」が57.0%、「国や自治体など公共の支援」が48.9%となっています。



### ③ ヤングケアラーの支援のために必要なこと

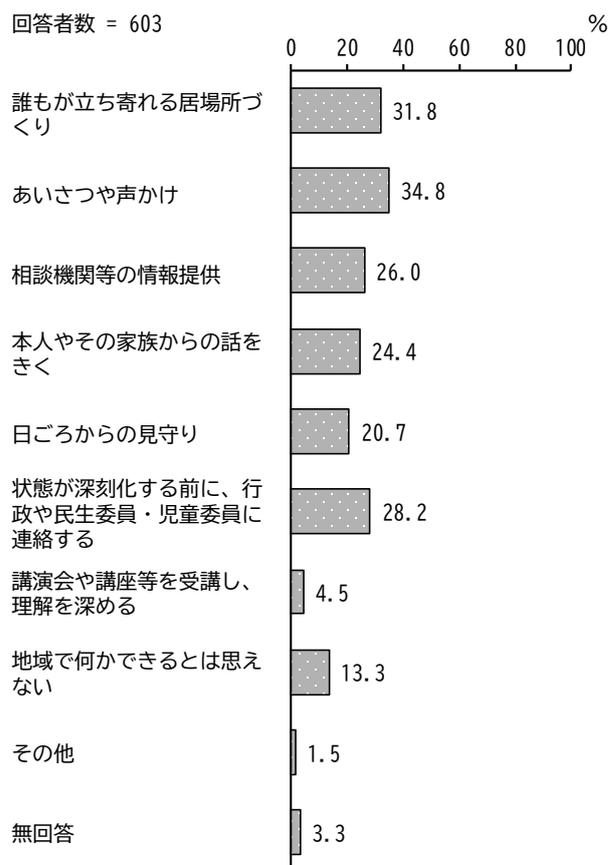
「本人の抱えている状況について相談できる場所」が71.8%と最も高く、次いで「家族の介護・介助の内容について相談できる場所」が54.2%、「家庭への経済的な支援」が47.8%となっています。

回答者数 = 603



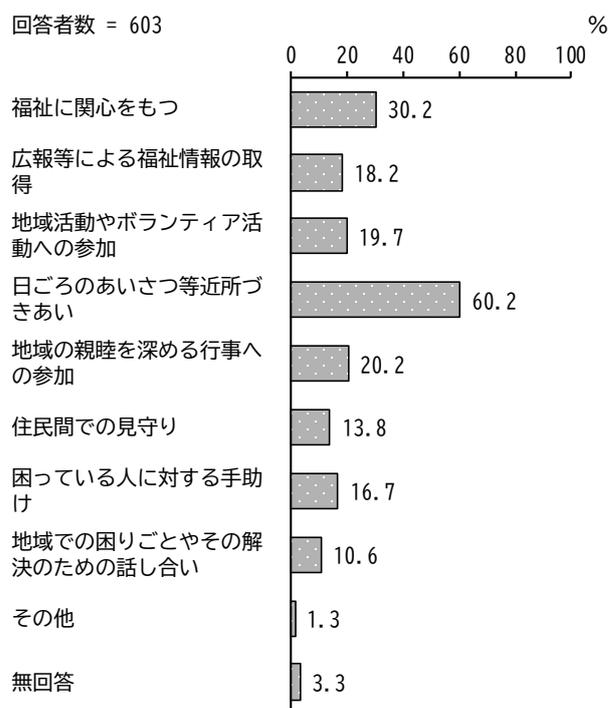
## ②④ 社会的孤立やひきこもりの問題に対して、地域としてできること

「あいさつや声かけ」が34.8%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」が31.8%、「状態が深刻化する前に、行政や民生委員・児童委員に連絡する」が28.2%となっています。



## ②⑤ 地域のつながりを高めるためにできること

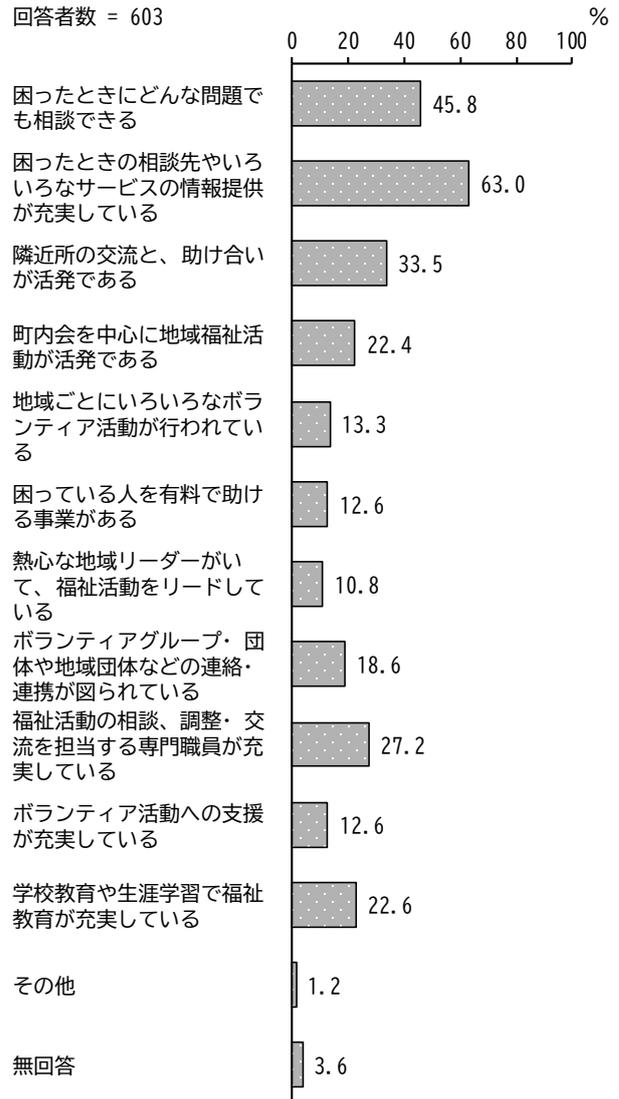
「日ごろのあいさつ等近所づきあい」が60.2%と最も高く、次いで「福祉に関心をもつ」が30.2%、「地域の親睦を深める行事への参加」が20.2%となっています。



## ②⑥ 困ったときに助け合えるまち（地域）とはどのようなまち（地域）だと思うか

「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」が63.0%と最も高く、次いで「困ったときにどんな問題でも相談できる」が45.8%、「隣近所の交流と、助け合いが活発である」が33.5%となっています。

回答者数 = 603

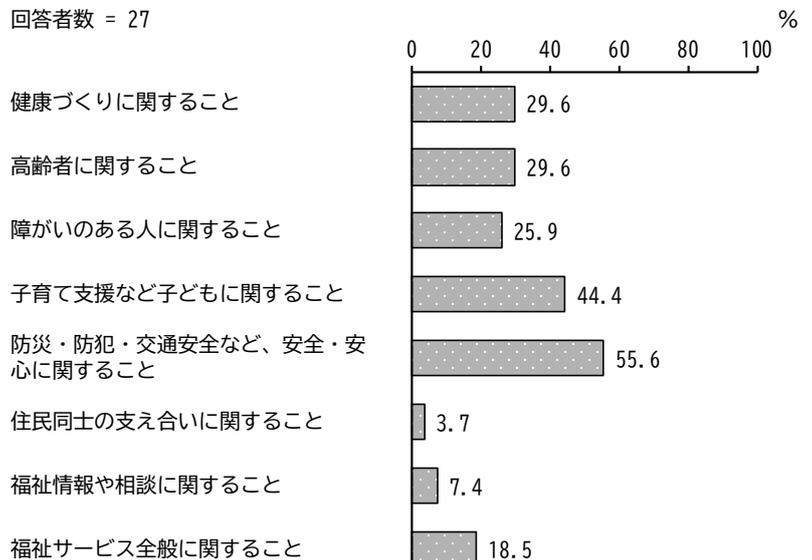


## (2) 若年者調査

### 関心のあること

「防災・防犯・交通安全など、安全・安心に関すること」が55.6%と最も高く、次いで「子育て支援など子どもに関すること」が44.4%となっています。

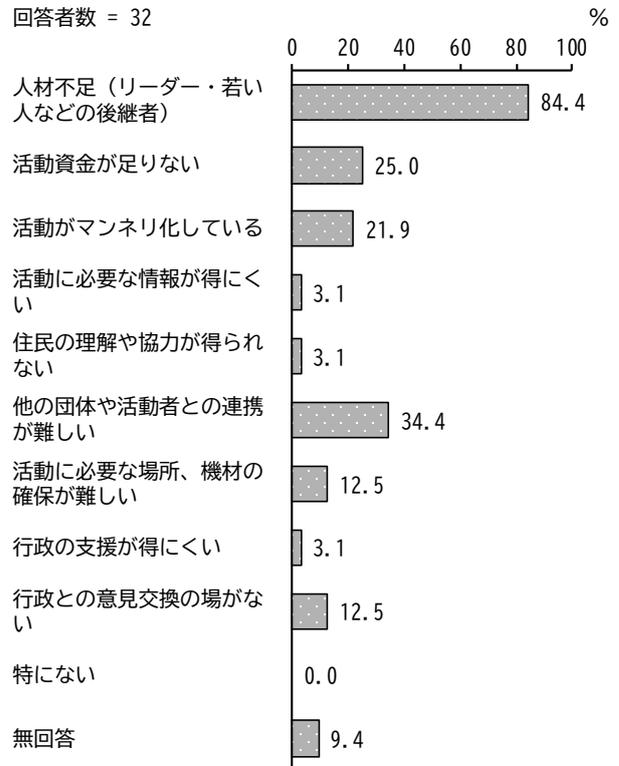
回答者数 = 27



### (3) 関係団体調査

#### 活動を行う上で、困っていること・課題

「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が84.4%と最も高く、次いで「他の団体や活動者との連携が難しい」が34.4%、「活動資金が足りない」が25.0%となっています。



### 3 アンケート調査結果等を踏まえた課題

#### (1) 近所づきあいや地域における交流について

---

アンケート調査では、近所づきあいについて、「よくしている」と「ある程度している」を合わせた割合は4割を超えており、その理由としては「近所との交流は地域の支え合いの基本だから」「いざという時頼りになるのは近所だから」などがあがっています。地域共生社会の認知度については1割半ばとなっており、住民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として捉え、興味・関心を持つことが、地域福祉を進めていくうえで重要です。

また、身近に「できること」や「役に立てること」を地域で循環させていくための取組は「気軽に集まり交流できる場の確保」「ネットワークづくり」「助け合いの心を育てる」が上位を占めており、地域において気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけを提供することが必要です。

#### (2) 福祉に関する情報提供について

---

福祉に関する知りたい情報は、「高齢者の支援や介護のこと」「各種福祉のサービスの利用方法」「健康づくりや介護予防のこと」が上位を占め、年代によっても異なります。福祉に関する情報や知識の入手手段は、「市の広報誌から」「新聞や雑誌から」「家族から」「社会福祉協議会の広報誌から」など様々で、入手手段も年代によって違います。

困ったときに助け合えるまち（地域）とはどのようなまち（地域）かについて聞いたところ、「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」の割合が6割を超え最も高くなっています。

そのため、こどもから高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。

#### (3) 福祉への関心について

---

福祉への関心については、「関心がある」が約5割となっていますが、年齢が低いほど「関心がある」の割合が低く、こどもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

また、地域のつながりを高めるうえで、できることとして「日ごろのあいさつ等近所づきあい」「福祉に関心をもつ」「地域の親睦を深める行事への参加」が上位となっています。今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

## (4) 様々な困難を抱えた人への支援について

---

アンケート調査結果をみると、家庭に「介護が必要な高齢者」「介助が必要な障がい者(児)」「慢性的に看病が必要な方」「ひきこもりの方」がいる状況がうかがえます。

アンケート調査結果をみると、生活困窮者への支援として必要な取組としては「気軽にできる相談窓口の設置・周知」、ヤングケアラーへの支援として必要な取組としては「本人の抱えている状況について相談できる場所」「家族の介護・介助の内容について相談できる場所」が高くなっています。

生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、DV、虐待等、様々な困難を抱えている人へ適切な支援を行うことが重要です。

## (5) 成年後見制度の利用促進について

---

アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知度は、「自身もしくは家族が利用している」と「利用していないが、制度の内容を知っている」を合わせた割合は3割半ばとなっています。成年後見制度の利用促進に向けての課題としては、「制度に関する十分な知識がない」が最も高く、「誰(どこ)に相談して良いか分からない」「内容や手続きが煩雑である」と続いており、成年後見制度に関する周知を図り、利用を促進していくことが重要です。

## (6) 再犯防止の推進について

---

アンケート調査結果をみると、再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が5.8%と認知度が低くなっています。また、再犯防止(犯罪を行った者が立ち直り、再犯しないようにすること)のために必要なこととして、「家族や親戚など身近な人の支援」「再犯防止に協力する民間協力者の支援」「国や自治体など公共の支援」などがあがっています。再犯防止に関する啓発をするとともに、関係機関との連携強化や生活基盤の確立など必要な支援を行う必要があります。

## (7) 相談支援について

---

少子高齢化の進展や生活のスタイルの多様化等を背景として、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が様々な生活上の課題を抱えるようになり、これまでの「高齢者」「障がい者」「こども」「生活困窮者」といった対象者ごとに縦割りで区切った支援体制では十分に対応できないケースが増えています。そのため、本市では各分野が連携して包括的な支援を実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

また、困ったときの相談相手は「家族」「知人・友人」「親戚」が多いものの、「市役所」「社会福祉協議会」などの機関は低く、「相談する相手がない」人もいます。

ヤングケアラーや8050問題など様々な福祉ニーズ、複合的な課題を抱える人の増加や、適切な相談につながらずに孤立化してしまうケース、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、相談窓口の周知を図るとともに、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

## (8) 地域での支え合いについて

---

アンケート調査結果をみると、近所の人に手助けして欲しいことは、「急病時の通報」が最も高く、次いで「安否確認の声かけ」「災害時の避難の手助け」となっています。一方、手助けしていること・できることは、「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が最も高く、「安否確認の声かけ」「ゴミ出しの手伝い」となっています。すべての項目で“手助けしていること・できること”の割合は“手助けして欲しいこと”を上回っており、地域での支え合いの仕組みづくりが必要です。

また、自治会に対する要望や期待は「地域の安全対策」が最も高く、次いで「地域の防災・防犯活動」「困りごとなどを行政へつなげる」となっています。また、自治会では体育大会、夏祭り、環境美化運動等の様々な取組を実施しており、地域活動を促進することが重要です。

市内の福祉団体、市民活動団体のアンケート調査結果をみると、困っていること・課題について「他の団体や活動者との連携が難しい」が3割半ばとなっています。関係団体同士や地域との交流を求める声もあがっており、関係団体と地域との連携の強化や交流を促進することが重要です。

## (9) ボランティア活動等について

---

アンケート調査結果をみると、ボランティア活動に参加したことがある人は3割半ばとなり、きっかけは「前々から関心があって自発的に」「友人や知人に誘われて」「自分のためになると思って」などが上位を占めています。地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基つき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

また、市内の福祉団体、市民活動団体のアンケート調査結果をみると、困っていること・課題については「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が最も高くなっており、福祉人材の確保・育成が求められています。

## (10) 防犯・防災について

---

アンケート調査結果をみると、自治会に対する要望や期待することは「地域の安全対策」「地域の防災・防犯活動」が上位を占めており、安全対策や防災・防犯活動の充実が求められています。日頃の暮らしの中での悩みや不安として「地震などの「安全・安心」に関すること」が4割以上と防災に対する意識は高まっています。しかし、防災に関する認知度は「防災マップ」が6割を超えていますが「避難行動要支援者避難支援制度」「災害ボランティアの登録」などは2割未満となっており、防災に関する周知が必要です。

また、地域における防災に関する重要な取組として「避難所の環境整備（防災資機材等の備蓄など）」が最も高く、次いで「地域の避難所までのわかりやすい案内と場所の確認」「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」「地域でお互いに安否確認ができる体制づくり」と続いており、日ごろからの地域における防災対策が重要です。

## (11) 健康と暮らしについて

---

アンケート調査結果をみると、日頃の暮らしの中での悩みや不安として「自分や家族の老後」「自分や家族の健康」が上位を占めており、引き続き、健康や日々の暮らしを支える活動や情報発信を行い、健康を意識し心身を良好に保つ取組を進めることが必要です。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができ、幸せを実感できるような仕組みをつくり、それを持続していくことが重要です。

市民一人ひとりが主体的に関わり合い、お互いの多様性を認め価値観や個人の尊厳を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、「第4期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を継承し、「第5期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を「ふれあい、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが」とします。

<基本理念>

**ふれあい、支え合い、共にいきる**

**めくもりのあるまち つるが**

また、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分で行う「自助」、隣近所で支え合う「互助」が必要不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに補いあい、連携していくことで地域福祉を推進します。

- 地域における自立した生活（自助）の推進
- 地域における自発的な支え合い（互助）の推進
- 地域における制度化された支え合い（共助）の推進
- 地域性を反映した福祉施策（公助）の推進



## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域福祉の土台づくり

---

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすためには、地域での人と人とのつながりを深めることが重要です。地域における人との関わり合いにより、ふれあいが生まれ、支え合いの土壌が育まれるため、地域活動への参加促進や集いの場の活動、助け合い活動を推進します。

また、市民が必要な制度や福祉サービスに関する情報に迅速にアクセスできるよう、多様な媒体に分かりやすく情報提供を行うとともに、家庭や地域、学校などでの福祉教育を推進し、福祉のこころを育みます。

### 基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

---

高齢者のみの世帯の増加や、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、社会的孤立やひきこもり等、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に支援する重層的支援体制整備事業の充実を図ります。

また、市民活動団体や福祉を取り巻く関係団体が連携強化、交流促進により、地域での助け合い、支え合いを促進し、地域福祉活動を推進します。

### 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

---

安心して地域で暮らし続けられるよう、地域における安全活動や防犯意識の向上に取り組むとともに、日ごろの地域の助け合いや防災活動、災害時の避難支援対策を通じて、防災対策を充実します。

また、外出支援など、移動手段の確保を含め、誰もが安心して快適に暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

ふれあい、  
支え合い、  
共にいきる  
ぬくもりのあるまち  
じゅんが

#### 1 地域福祉の土台づくり

##### (1) 地域力の向上

- ①居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進
- ②民生委員児童委員、福祉委員の活動支援
- ③市と市社会福祉協議会の連携強化
- ④身近な地区での地域課題への取組
- ⑤孤独・孤立対策の推進

##### (2) 情報の共有

- ①市からの情報提供の拡充
- ②福祉関係者間の情報の共有の拡大
- ③若年世代への福祉関係情報の拡散

##### (3) 福祉のこころを育む

- ①福祉教育の推進
- ②普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり
- ③支え合い意識の啓発と活動の促進

#### 2 地域全体で支え合う仕組みづくり

##### (1) 支援体制の充実

- ①生活困窮者への支援
- ②子育て世帯への支援
- ③高齢者への支援
- ④障がい者への支援
- ⑤権利擁護の推進<成年後見制度利用促進基本計画>
- ⑥再犯防止対策の推進<再犯防止推進計画>
- ⑦様々な困難を抱えた方への支援

##### (2) 重層的支援体制の強化

- <敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画>
- ①属性や世代を問わない相談支援体制の構築
- ②多様な社会参加に向けた支援
- ③地域づくりに向けた支援

##### (3) 人と人が支え合う

- ①地域をつなぐ活動への支援
- ②市民協働の促進
- ③多分野の活動団体相互の交流促進

##### (4) 参加の促進

- ①就労支援と社会参加の促進
- ②仲間づくり・交流活動の推進
- ③福祉人材の確保・育成
- ④ボランティア活動の推進

#### 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

##### (1) 暮らしの安全と安心

- ①地域安全活動の推進
- ②移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実
- ③日頃の防災活動と災害時の避難支援対策の推進
- ④ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

##### (2) 健康と暮らしを支える取組の推進

- ①健康づくりの推進
- ②利用者の視点に立ったサービス提供の促進



## 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉の土台づくり

#### (1) 地域力の向上

地域課題の解決に向け、市と市社会福祉協議会、地域が連携し、集いの場や支え合い、助け合い活動を推進します。また、地域で活動する民生委員児童委員や福祉委員の活動を支援するとともに、地域の活動等を通じて地域住民のつながりを深め、孤独や孤立に悩む人を支援します。

#### ① 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

##### ア 地域課題の把握と組織づくりの推進

- 近所づきあいの希薄化、高齢者の社会参加等の地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検するとともに、各地区民生委員児童委員協議会に参加する等、その都度関係機関と連携をとりながら地域の中で解決する支援を通じて、地域の課題の解決に向けた自主的な活動を推進します。
- 市内で活動するNPO等の市民活動団体が、地域課題の解決や、より良い市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、団体や団体が行う活動を広く市民に情報発信し、市民活動への理解と参加の促進に努めます。
- 既存のネットワークや地域住民、事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や、障がい者、こどもへの虐待や引きこもり等を早期に発見し、適切な関係機関につながる、自助、互助、共助、公助を包含したネットワークを構築します。

##### イ 見守り活動・助け合い活動の推進

- 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流等を推進し、見守り活動・助け合い活動につなげていきます。

## ② 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

### ア 民生委員児童委員、福祉委員の連携強化と支援

- 委員活動の基盤強化のため、引き続き民生委員児童委員や福祉委員の研修の場を設け、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会、地区福祉委員協議会等の活発化を図ります。
- 民生委員児童委員が地域で活動しやすくなるように、年6回各地区民生委員児童委員協議会を開催し、必要な情報提供を行い、連携強化を図ります。

## ③ 市と市社会福祉協議会の連携強化

### ア 双方の連携強化と支援

- より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり市社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう取り組みます。

### イ 地域リーダーの育成

- 地域リーダーの育成や連携について取り組み、今後も地域活動やまちづくりの推進役を担っている地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等の役員等を対象に、地域福祉活動の推進に係る研修を行う等、地域リーダーの育成を図ります。

## ④ 身近な地区での地域課題への取組

### ア 地域の活動拠点の拡充

- 公民館において世代間地域ふれあい交流の実施や、オープンスペース、図書コーナーの設置等により、地域住民に開かれた施設であることを周知するとともに、公民館建設等施設整備にあたっては、地区住民の意見を反映する取組を行っています。公民館は、地域活動を展開する上で大きな役割を果たすため、地域活動を行う際の話し合いや活動の拠点となるよう、こどもや若者の利用促進を図ります。

## ⑤ 孤独・孤立対策の推進

### ア 地域のつながりづくりの推進

- 地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりを持てるよう、町内会活動やサロン活動を推進するとともに、地域生活課題を地域で把握する仕組みづくりを進めます。
- 生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、住民同士、その地区の福祉資源や生活課題について話し合い、課題認識の共有を図るとともに、緩やかなつながりづくりを促進します。また、その課題の解決に向け、地区ごとに、必要な方策を検討していきます。

### イ 孤独・孤立に悩む人への相談支援の充実

- 孤独や孤立は、人生のどの段階でも誰にでも起こり得る問題であるため、様々な相談窓口の周知を図ります。また、孤独や孤立に悩む人やその家族などの立場を尊重し、それぞれの状況に合わせた継続的な支援を行います。

## (2) 情報の共有

市民が必要な情報に迅速かつ簡単にアクセスできるよう、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ、商業施設掲示板など多様な媒体を活用し、制度やサービスを分かりやすく提供します。

### ① 市からの情報提供の拡充

#### ア 多様な媒体を活用した情報提供

- 各事業について情報提供の必要がある場合や情報提供を求められた場合においても、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等、多様な媒体を活用し、市民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。
- 広く市民に周知する方法として、商業施設の掲示板に掲示し情報提供を図ります。
- 民生委員児童委員、福祉委員等の協力のもと、制度やサービスについて地域住民への浸透を図ります。

#### イ 多様な情報の提供

- 各関係機関の子育て情報を取りまとめた「子育てサポートブック」を作成し、母子健康手帳交付時等を利用して配布するとともに、サポートブックウェブ版を、敦賀市子育て支援サイト KOSODATE TSURUGAで公開し、随時更新を図ります。また、介護保険制度のパンフレットや障がい者福祉の手引を作成し、制度に関する周知を行っています。引き続きホームページやパンフレット等を通じて、市及び関係機関で実施している各種サービスや子育てグループの活動状況等の情報を提供します。
- 通知書等へのパンフレットの同封や、広報つるがや行政チャンネル、ホームページによる制度周知、介護保険サービスや障がい福祉サービス、こども・子育てのサービス等について見やすさ、分かりやすさに留意しながら情報を発信します。
- スマートフォンなどのアプリケーションを利用して、こども・子育てのサービス等について情報を発信します。
- 市民のライフステージに合わせた健康情報の提供や感染症の予防啓発、年代に応じた母子保健、成人保健、介護予防等の健康づくりに関する情報提供に努めます。

- 就労支援や住居に関する情報の提供については、関係機関と連携した取組方策を検討します。

## ウ 制度やサービスの普及

- 介護保険制度や、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、子ども・子育て支援制度等のサービスの周知と円滑な利用に向けて、正確な知識が得られるように、広報つるがや行政チャンネル、ホームページによる制度周知等分かりやすい広報活動を継続的に推進します。

## エ 多様な情報の収集

- 多くの市民の福祉に対する意識や考え方等を見つけ出す仕組みづくりを目指します。

## ② 福祉関係者間の情報の共有の拡大

### ア 福祉・保健・医療分野の連携強化

- 関係機関や関係団体との連携の強化や、庁内各課の福祉・保健・医療に係る協働と情報の共有化を図り、総合的な情報提供体制の構築に努めます。

### イ 福祉サービスに関する情報提供の推進

- 介護保険制度では、介護サービス情報の公表制度によって事業者のサービス内容や運営状況の公表が義務付けられ、介護サービス情報公表システムに掲載されています。このホームページの普及啓発を通じて、介護サービス情報の共有を推進します。

### ウ 情報のバリアフリー化の推進

- 市や市社会福祉協議会が行っている事業について、広報つるがやガイドブック、ホームページ、メール配信、出前講座等、あらゆる手段を活用し周知を行います。
- 障がい者相談支援事業における障がい者のためのパソコン教室、障がい者パソコン相談事業を行っており、引き続き障がい者が情報を入手する手段の一つとしてパソコンを活用できるよう、パソコン相談やパソコン教室の開催をはじめ、パソコンボランティアの養成、障がい者向けIT機器等の情報提供を行う等、障がい者の情報のバリアフリー化を総合的に推進します。

- 手話奉仕員養成講座の開講や、手話通訳、音訳、点訳等の専門的技術と知識を要するボランティアの養成を図り、利用が促進されるよう情報提供に努めます。
- 福祉関係の最新情報を音訳や点訳、ホームページ等で提供します。
- 高齢者や障がい者、外国人等、全ての市民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、音声や点字、複数言語による情報提供に努めます。

## Ⅱ 多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

- 広報つるがや行政チャンネル、身近な生活の場、スマートフォンなどのアプリケーション等の情報技術を活用するなど、多様な情報媒体の活用を図りながら、福祉情報の提供を充実させ、市民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるよう推進します。
- パソコン、スマートフォン等が普及している中、情報技術を利用する人とならない人との間で、情報提供に関する格差が生じないよう、様々な機会や手段を通じた情報提供を行います。

### ③ 若年世代への福祉関係情報の拡散

#### ア 学校等への福祉情報が掲載されている広告物等の配布

- 福祉情報が掲載されているチラシ等を学校など若年世代が利用する公共施設に配布することにより、若年世代が福祉に興味・関心を持つきっかけになる仕組みの構築に努めます。

### (3) 福祉のこころを育む

市民が地域福祉や人権に関心を持ち、地域課題の解決に主体的に取り組む意識を育むため、家庭や地域、学校など多様な場面での福祉教育を推進します。また、講演会や研修会、福祉体験学習を通じて、支え合いや多様性を尊重するこころを育むとともに、高齢者などとの交流や市民同士のつながりを深める機会を通じて、福祉のこころを育みます。

#### ① 福祉教育の推進

##### ア 家庭・地域における人権・福祉教育の推進

- 人権意識の高揚の実現に向けた講演会や、いきいき生涯大学で高齢者の健康長寿に関する講座等の開催を通じて、今後も関係機関と連携して生涯学習活動や地域活動、家庭教育等の中で、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に努めます。
- 市内各地区に敦賀市男女共同参画推進員を委嘱し、推進員を対象とした研修会等を通じ、地域における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。

##### イ 学校教育における人権・福祉教育の推進

- 小・中学校を対象とした、高齢者や障がい者施設におけるボランティア活動や車いす等の疑似体験学習等の福祉教育を推進します。
- 小・中学校においては、学習指導要領に基づき、各教科や総合的な学習の時間の活動等により、人権に関する教育と福祉教育を推進します。

##### ウ 市職員の人権・福祉教育の推進

- 市職員の人権問題への対応力向上や人権侵害、人権擁護への対応力向上を図るため、福祉教育及び人権をテーマとした研修会の開催や関係機関における研修会への参加を促進します。

#### ② 普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり

##### ア 行事や講演会等の開催

- 地域の支え合いを考える地域リーダー育成研修や講演会等を開催し、市民の参加促進を図ります。

## イ きっかけづくりと参加の促進

- 老人クラブによる高齢者と園児の交流や各種スポーツ大会、また、伝統的遊びや芸能伝承事業等を通じて、障がい者や高齢者、こども等、様々な市民同士の交流の機会や場の充実を図るとともに、市内の福祉施設やサービス事業所の見学会等の開催により、福祉に対する理解を深めていきます。

## ③ 支え合い意識の啓発と活動の促進

### ア 地域での支え合い意識の啓発

- 区長、民生委員児童委員等を通じ避難行動要支援者避難支援制度の啓発を引き続き行っていきます。災害時の避難支援を含め、今後も多くの地域住民が、身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報つるがやイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

### イ 子育てに関する意識の啓発

- 地域・子育て支援拠点では、子育てに必要な情報や知識を提供するため、日々の利用者との関わりや相談内容等からニーズの把握に務め、子育て講座を実施します。また、子育て中の親子が安心してすごし交流できる場所という地域の特性を生かし、利用者同士の交流が図れるよう積極的に支援していきます。
- 中学生社会体験活動や、家庭科保育領域の一環である参観学習を通じて、こどもたちへの理解を深めており、引き続き若い人たちが子育てに関する認識を深め、子育ての喜びや楽しみを共感することができるように、関連機関等が連携して子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

### ウ 障がい者及び障がいに関する理解の浸透

- 相談支援事業所職員の関係機関等への周知活動や障がい者虐待防止について、広報つるが等での啓発を通じて、引き続き障がいに関する理解やノーマライゼーションの考え方の浸透を図ります。

### エ 企業等に対する意識啓発と活動支援

- 男女共同参画推進に取り組む市内事業所に敦賀市男女共同参画事業所推進員を置き、推進員を対象とした研修会等を通じ、企業等における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。

## 基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

### (1) 支援体制の充実

生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、DV、虐待等、様々な困難を抱えている人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる相談・支援体制の充実を図ります。

また、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して自立した生活を送れるよう支援します。さらに、再犯防止対策として、関係機関との連携を強化し、更生保護を推進することで、非行や犯罪を繰り返すことなく社会復帰できるよう支援します。

#### ① 生活困窮者への支援

##### ア 生活困窮者等への相談、サポート体制の構築

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、ハローワーク敦賀や関係機関と連携し、生活困窮者に対する様々な制度を活用できるよう、相談・支援体制を充実します。
- 生活保護世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 様々な問題を抱えている生活困窮者等に対し、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。

#### ② 子育て世帯への支援

##### ア 子ども・子育て支援、次世代育成支援の推進

- 「敦賀市こども計画」に基づく、子ども・子育て支援新制度による保育・教育サービス、放課後児童クラブ、一時的な預かり、こどもの居場所づくり等の充実のほか、敦賀市次世代育成支援対策行動計画の継承による施策・事業の展開を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策の周知を図ります。

### ③ 高齢者への支援

#### ア 高齢者の生活支援の促進

- つるが安心お達者プラン（敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、高齢者の生活支援サービス事業を継続します。
- ひとり暮らし高齢者への緊急通報装置の設置、寝具洗濯サービス事業の実施、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者への定期的な見守り等の支援を行い、増加傾向にある高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援・福祉サービスを継続します。
- 地域包括ケア体制整備に向けた専門職によるネットワーク化を図るため、地域ケア会議（個別支援会議）の開催等に今後も取り組み、関係機関との連携に努めます。また、個別支援会議から地域のニーズを把握し、地域包括ケア推進会議にて地域課題の整理や課題解決等に取り組みます。
- 地域包括支援センターを中心に、医療と介護に関する関係機関だけでなく、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、ボランティア等地域の方々も含めて、「地域包括ケア体制」の確立を目指します。
- 介護予防・生活支援サービスの提供体制整備のための生活支援コーディネーター（第1層）を配置し、地域課題の把握や資源開発、ネットワークの構築等を行います。また、日常生活圏域ごと（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、段階的に各圏域ごとに協議体を設置しながら、それぞれの特性や課題の特徴等を踏まえ、圏域ごとに必要な生活支援サービスの体制整備に努めます。

#### イ 在宅介護の促進

- 介護や支援が必要な方に対しては、介護支援専門員・相談支援専門員がアセスメントのもと介護サービス計画等を作成し、適切な保健・福祉・介護サービスが総合的に利用できるよう支援しており、引き続き介護や支援を必要とする高齢者や障がいのある方及びその家族の日常生活や社会生活が向上するように、在宅サービスの充実を図ります。
- 在宅介護に関する保健・福祉・介護サービスが総合的に提供できるよう、地域における在宅介護支援機能の強化を図り、在宅介護に関する実践的な研修や介護知識・技術の普及、情報提供や介護相談を行う相談体制の強化に取り組みます。
- 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進研修会、在宅医療と介護の普及啓発等の講座等を開催するとともに、在宅医療在宅介護情報誌を作成し、様々な機会を通じ配布します。

- 基幹型地域包括支援センター配置の「在宅医療・在宅介護連携コーディネーター」を中心に、地域資源等の把握、情報の共有支援等を行い、医療・介護関係者の連携を今後も促進します。

#### ④ 障がい者への支援

##### ア 障がい者の自立生活支援の促進

- 敦賀市障がい児者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画）に基づき、障がい者の地域での自立したくらしを支える取組と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービスを推進します。
- 障がい者が地域での生活を継続又は地域での生活に移行できるように、居住の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。

#### ⑤ 権利擁護の推進<成年後見制度利用促進基本計画>

##### ア 人権に関する学習・啓発の推進及び人権侵害への対応

- 市民の人権への知識や意識の向上を図るため、広報や講座の開催などにより広く市民に対する人権啓発を推進します。
- 人権教育指導者研修会の開催を通じて、人権に関する正しい認識と意識が高まるように、学校・地域等で、人権学習や啓発活動を推進します。
- 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護関係機関との連携を深め、人権侵害への対応の強化を図ります。
- 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護委員協議会及び福井県人権センター等とともに人権相談の窓口機能の向上を図ります。

##### イ 「こどもの権利」の周知

- 自他の人権を尊重し、互いに認め合い助け合えるこどもの育成のため、各教科等で年間を通して「こどもの権利」について学習する機会を設けます。また、こどもの権利が保障され、こどもの視点や意見が尊重されるよう、こどもの周りの大人が、こどもの権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を図ります。

## ウ 成年後見制度等の権利擁護事業の推進<成年後見制度利用促進基本計画>

- 認知症高齢者や知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業と連携を図りながら成年後見制度の利用を促進します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するために今後も継続して関係機関との連携を強化していくとともに、相談窓口の整備や成年後見制度等の権利擁護事業の普及啓発に努め、必要な方が制度の利用に繋がるよう取り組みます。
- 家族関係や経済的な事情等により成年後見制度の利用が困難になることを防ぐために、今後も継続して制度の利用支援に取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進に係る施策の方向性については、本計画をはじめ、介護保険事業計画及び障がい者基本計画と一体的に進めていきます。

## ⑥ 再犯防止対策の推進<再犯防止推進計画>

### ア 再犯防止等に関する周知・啓発

- 犯罪や非行の防止と犯罪を行った者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする運動である「社会を明るくする運動（敦賀大会）」を通じ、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
- 犯罪を行った者に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪を行った者の人権についての意識啓発を行います。
- 市内の再犯防止推進活動を促進するよう、保護司会、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主会の協力を得ながら、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

### イ 関係機関等との連携強化による再犯防止等の取組

- 犯罪を行った者の更生及び地域住民の犯罪予防に関する相談に対応している保護司との情報共有や連携を強化します。
- 地域住民からの犯罪予防に関する相談に対応している保護司会の更生保護相談窓口との連携強化に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会等の更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に努めます。

## ウ 社会復帰後の自立支援

- 犯罪を行った者等が再び繰り返すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要であり、生活困窮者自立支援事業の活用や市営住宅の情報提供などを通じて、関係機関と連携・協力しながら、就労・住居の確保の支援に取り組みます。
- 自立した生活が困難な出所者等の社会復帰のため、刑事司法関係機関や地域生活定着支援センター、協力雇用主会、ハローワーク、福祉・保健・医療関係機関等と連携を図り支援に取り組みます。

## エ 学校等との連携強化による再犯防止等の取組

- 学校、保護司会や更生保護女性会、民生委員児童委員等との連携を強化し、学校・地域と連携した非行の未然防止や立ち直りに向けた取組を進めます。
- 学校教育において、法を遵守することの大切さや非行・犯罪を起こさない規範意識の醸成、道徳的実践力を育む教育に取り組みます。

## ⑦ 様々な困難を抱えた方への支援

### ア 家庭内・男女間の暴力等の相談体制のネットワーク化

- 女性相談事業を継続して行うとともに、窓口の周知のため、窓口広報ポスターの設置・相談カードの配布、また市内の中学校・高校等に啓発ポスターの配布等を行います。今後も、複雑多様化している相談内容に適切に対応するため、関係機関相互の連携強化を図ります。
- 女性相談をはじめとする窓口担当課へ配布した相談マニュアルを基に、引き続きDV被害者等に対し相談窓口の担当部署が連携・協力する支援体制を構築します。
- 相談業務関係者及び窓口担当職員等を対象にしたDV被害者支援講座や、市民を対象としたDV、デートDV防止講座を開催します。
- いじめ、虐待、孤立、DV、消費者被害等の問題を解決するため、高齢者、障がい者、こども、子育て家庭等の公的な相談窓口について、周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。

## イ 虐待等についての啓発と相談等の体制の確保

- こども家庭庁では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけており、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所等、関係機関が連携し、虐待等、不適切な養育を行っている家庭への支援を行います。引き続き、関係機関等との連絡・調整を密にして、相談支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や毎月の実務者会議、個別ケース検討会議を適時行い、情報交換と対応を検討します。必要な支援内容や方向性を協議するとともに、チームで継続的な支援を行います。
- 高齢者に対する虐待に関する相談は、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携を図り対応を行い、引き続き地域包括支援センターと関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策として地域福祉課に市障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き虐待防止対策に取り組むとともに必要時には迅速な対応を図ります。
- 高齢者や障がい者への虐待防止や権利擁護のため、敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会においてケース検討や情報共有等を行い、引き続き各協議会において協議を行い、関係機関の連携強化を図ります。
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待防止についてのチラシ及び虐待に関する情報連携のための「虐待通報シート」の作成、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等を活用した広報・啓発、各種団体の研修会等での啓発等を通じ、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待に対して、地域で見守ることの重要性を啓発します。

## ウ ヤングケアラー支援

- 支援を必要としているヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。
- ヤングケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。

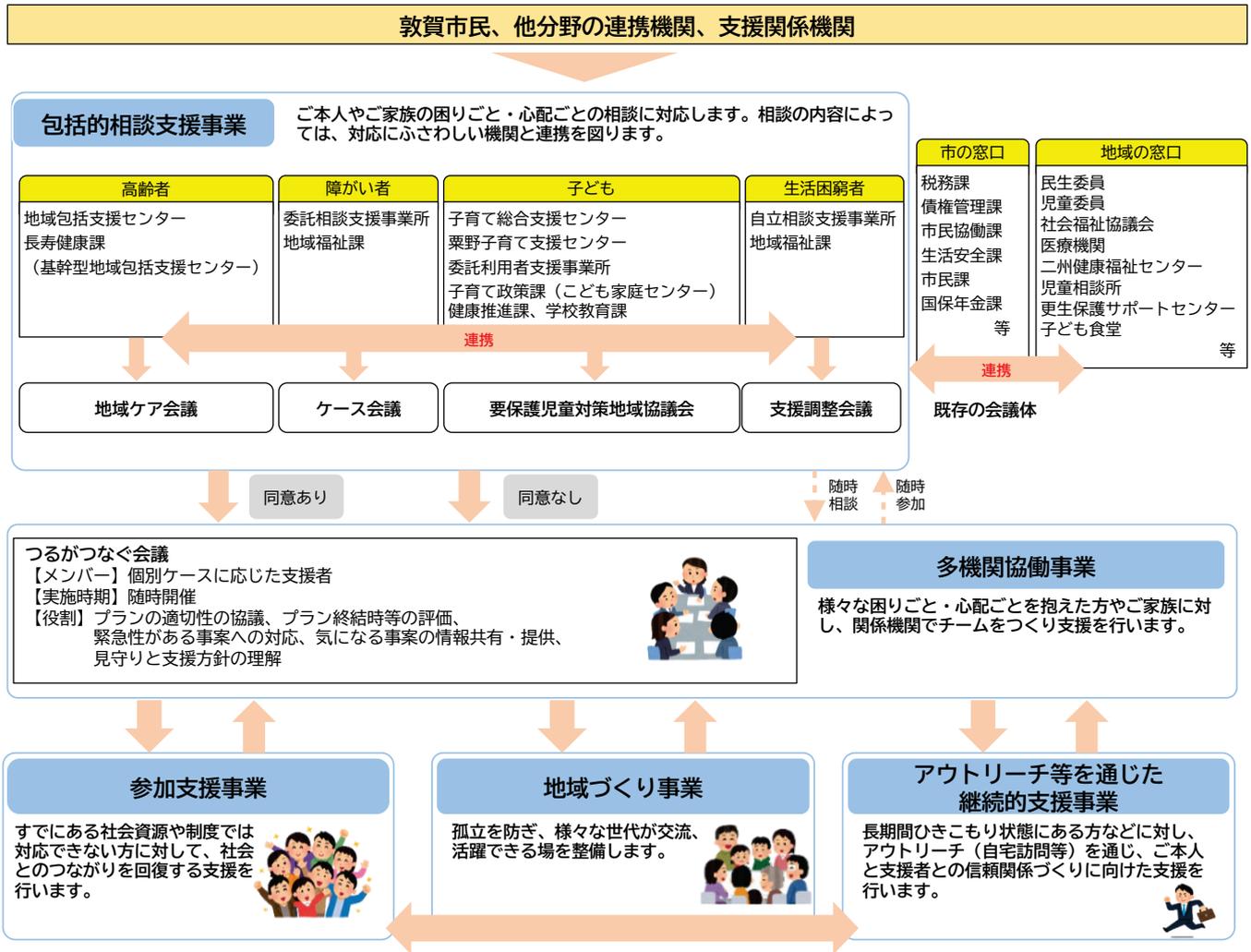
## (2) 重層的支援体制の強化

### <敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画>

重層的支援体制整備事業を通じて、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、分野を超えた包括的な支援体制の構築を目指します。

また、庁内関係課（地域福祉課、健康推進課、子育て政策課、長寿健康課、学校教育課）で構成される「重層的支援体制推進会議」において、包括的な支援体制の構築に向けた具体的な方策を検討します。

本市の重層的支援体制の全体像



## ① 属性や世代を問わない相談支援体制の構築

- 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野における既存の相談支援機関が連携し、地域住民が抱える様々な生活上の課題を包括的に受け止めます。

【包括的相談支援事業】

- アウトリーチ支援員を配置し、長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いてない方や支援につながることに消極的な方に対して、自宅訪問等を通して支援の入り口となるつながりを積極的に作ります。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

- 複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯に対しては、一つの機関で抱え込むのではなく、つるがつなぐ会議を通して支援機関でチームを作り支援を行います。【多機関協働事業】

※つるがつなぐ会議

つるがつなぐ会議は、多機関協働事業において実施し、支援機関間の連携やプランの適切性、支援の終結等について検討するための会議です。複合的な課題を抱えており単独の支援機関では対応が難しく、かつ、各分野の支援機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有するケースについて、課題のときほぐしや支援機関間の役割分担の調整を図るとともに、支援プランの作成・評価を行います。

会議は随時開催とし、ケースに応じた支援者で構成されています。

<実施体制>

【包括的相談支援事業】（設置形態：基本型）

事業	実施機関	実施方式	設置数
地域包括支援センターの運営	・敦賀市地域包括支援センター「長寿」 ・敦賀市地域包括支援センター「あいあい」 ・敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	直営 委託	3
障害者相談支援事業	・敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」 ・敦賀市障害者地域生活支援センター こだま ・地域活動支援センター はあとぼーとさくらヶ丘	委託	3
利用者支援事業	・こども家庭センター ・子育て総合支援センター ・粟野子育て支援センター ・おやこきりんひろば	直営 委託	4
生活困窮者自立相談支援事業	・敦賀市自立促進支援センター	委託	1

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・二州青松の郷	委託	1

【多機関協働事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
多機関協働事業	・地域福祉課	直営	1
障がい児者等支援者支援事業 ※多機関協働事業の推進を図るために整備	・福井大学	委託	1

② 多様な社会参加に向けた支援

- 参加支援コーディネーターを配置し、8050問題やダブルケアなど様々な生活上の課題を抱えた個人や世帯が、地域において交流できる場や活動に参加ができるように、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りを行います。【参加支援事業】

<実施体制>

【参加支援事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
参加支援事業	・敦賀市社会福祉事業団	委託	1
就労体験事業 ※参加支援事業の推進を図るために整備	・地域福祉課	直営	

### ③ 地域づくりに向けた支援

- 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性の枠を超えて交流できる場や居場所の整備などを行います。また、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化を防ぎます。  
【地域づくり事業】

#### <実施体制>

##### 【地域づくり事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
地域介護予防活動支援事業	・長寿健康課 ・敦賀市社会福祉協議会 ・ほっとリハビリシステムズ	直営 委託	3
生活支援体制整備事業	・長寿健康課	直営	1
地域活動支援センター事業	・地域活動支援センター はあとぼーとさくらヶ丘	委託	1
地域子育て支援拠点事業	・子育て総合支援センター ・粟野子育て支援センター ・おやこきりんひろば	直営 委託	3
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	・敦賀市社会福祉事業団	委託	1

### (3) 人と人が支え合う

地域福祉活動の効果的な実施に向けて、福祉・保健・医療等の地域資源を活用しながら地域の様々な活動が活発に行われるように支援するとともに、市民活動団体や福祉を取り巻く関係団体の連携、交流を促進します。

#### ① 地域をつなぐ活動への支援

##### ア 地域に開かれた福祉施設づくりと地域の連携

- 保健福祉関係施設等の地域への開放を促進します。また、市福祉総合センターの積極的な利用を促進し、今後も地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業等の支援を行う等、地域との連携を図ります。
- 地域との交流を深めたり、住民からの相談に応じたりするなど、地域に開かれた場を促進するとともに、福祉施設と各種福祉団体との交流を図ります。

##### イ 町内会活動への支援

- 地域住民が相互の連帯意識を深め、健康でより快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、引き続き、体育大会、夏祭り、環境美化運動等の各地区が実施する事業や町内会館の維持補修工事に係る経費に対して補助を行い、町内会活動において、地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるように活動を支援します。

#### ② 市民協働の促進

##### ア 市民活動団体への支援

- 市民活動を活性化し、市民協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体に対し支援を行います。また、複数の市民活動団体が共同で開催するイベント等を通し、様々な性格の団体が連携・協働して課題に取り組む機会を創出します。
- 市内で活動する市民活動団体が自由に打合せや情報交換を行うことができる場所として、男女共同参画センター内に「交流サロン」を設置します。

## イ 市民活動団体との協働・連携の推進

- 市民協働のまちづくりを推進します。また、市民活動団体等の独立性を尊重するとともに、行政と市民活動団体の連携を図るため、市民活動団体が市と協働で取り組む事業や、初動期の市民活動団体が行う小規模なまちづくり事業に対して支援を行います。

## ③ 多分野の活動団体相互の交流促進

### ア 異なる種類の団体間の交流促進

- 福祉を取り巻く関係団体同士の交流を促進する場を提供し、相互理解と連携強化を図ります。

## (4) 参加の促進

多くの市民が地域福祉活動に参加しやすいようにするため、子育てサークルや障がい者団体、高齢者サロン等の活動の支援を行い、交流や仲間づくりを支援します。

また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、保育士や看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、ボランティア活動の普及啓発や人材育成、情報提供を行います。ボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぐなど、ボランティア活動を推進します。

### ① 就労支援と社会参加の促進

#### ア 障がい者の就労支援

- 地域自立支援協議会就労支援部会（月1回程度開催）を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、引き続き市内の障がい者支援施設の支援とともに、関係機関と連携して就労機会の確保に努めます。
- 障がい者の就労に関する相談・情報提供機能の強化を図るとともに、就労のための技術習得や能力開発等の訓練機会を充実させ、就労の促進を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づく敦賀市障害者優先調達方針に基づき、庁内各課に優先的な調達について働きかけるとともに、物品の購入や役務の調達、作業の委託等を推進します。

#### イ 農福連携の取組

- 現在実施している伝統野菜や東浦みかん等に対する農福連携の取組を継続します。
- 今後、福祉事業者のさらなる就労の場の拡大を図るため、支援が必要な農作業の掘り起こしや先進事例の情報収集を行います。

#### ウ シルバー世代の就労機会の確保

- 高齢者の就業機会の確保、会員数の増加、技能向上につながる取組について、支援を引き続き行います。

## ② 仲間づくり・交流活動の推進

### ア 関係団体・グループの活動支援

- 子育てサークルや子育て支援団体の自主的な活動を支援するため、活動場所の提供、活動状況の市民への周知、活動に対する助言等の支援を行います。
- 障がい者の当事者団体への補助金交付等を通じ、引き続き障がい者団体等の自主的な活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談等の支援を行います。
- 高齢者サロンの開設を支援するとともに、障がい者を含めた対象者を限定しない交流や世代間交流の場として拡充できるよう支援します。
- サロンやサークル活動等を推進するため、その活動の場として公共施設や空き店舗等の活用可能なスペースの情報を提供するとともに、その活動についての周知やグループ同士の交流の場の設定などの支援を行います。
- 地域のためにボランティア活動を行いたい人や自身の経験・特技等を活かした活動を行いたい人に対し、必要な情報を提供するとともに、情報を共有できるよう支援します。

### イ 参加交流活動の促進

- 高齢者のスポーツ大会である「ふくい健康長寿祭」の参加促進や、いきいき生涯大学を通じた高齢者間の交流を図り、今後も福祉イベントやスポーツ・レクリエーション活動、学習講座等を通じて、社会参加と交流活動を促進します。

### ウ 高齢者の生きがいづくりの推進

- 老人クラブ活動促進のための福祉バスの運行や、老人クラブ連合会への補助金の支出、いきいき生涯大学を通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりを行っており、引き続き高齢者の社会活動が活発に展開されるように、スポーツ活動や地域活動、指導者育成等を実施し、高齢者の社会参加や生きがい、仲間づくり、健康づくりを推進します。

### エ 障がい者の生きがいづくりの推進

- 県障がい者スポーツ大会への参加や市障がい者スポーツ交流会等の開催を通じて、引き続き関係団体と連携して、スポーツ活動や文化・芸術活動への参加を促進します。

### ③ 福祉人材の確保・育成

#### ア 専門職員の育成・充実

- 保育士、社会福祉士、医療技術職、保健師、助産師、看護師等の専門職を採用するとともに、これらの職員に対して所属課と連携し、必要な研修を行っています。また、福祉・保健・医療関係研修に職員を参加させ、知識の向上を図っています。引き続き多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、保健師や看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。
- 福井県福祉人材センター、嶺南福祉人材バンク無料職業紹介所、福井県ナースセンター、ハローワーク敦賀等と密接に連携しながら、福祉人材の確保を図ります。

### ④ ボランティア活動の推進

#### ア ボランティア活動推進体制の整備

- 市ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する普及啓発、人材の養成、情報の提供等を行うとともに、広報つるがを活用し周知を図ります。
- ボランティア団体同士の交流の機会を設ける等、ボランティア団体間の連携を促し、ボランティア活動の効率化を図ります。

#### イ 専門的な知識のあるボランティアの育成

- 住民参加によるボランティア活動を活発に展開していくためのリーダー育成等を目的とした、市ボランティアセンター等が実施する研修会等の充実を図ります。
- 定年退職者や子育て経験者等、経験や知識・技術のある人材が、地域で活躍できるように支援します。

#### ウ 多様な福祉人材の確保

- 市福祉総合センターで随時ボランティア登録を行っており、男性や若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの市民のボランティア活動への参加を促進します。

## エ ボランティアの活躍の場の充実

- ボランティアコーディネーターが、ボランティアの相談窓口となり、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、ボランティア活動の発信・受入れ・調整を行い、ボランティア活動が円滑に展開されるように努めます。

## オ ボランティア活動保険の加入促進

- ボランティアが安心して活動に取り組めるように、市社会福祉協議会と協力してボランティア活動保険の加入を促進します。

## 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) 暮らしの安全と安心

高齢者や障がい者、妊産婦を含む全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における安全活動や防犯意識の向上に取り組むとともに、外出支援など、移動手段の確保・充実に努めます。また、日ごろの地域の助け合いや防災訓練の推進、要支援者への避難支援体制整備など、災害時の避難支援対策を推進します。

さらに、ユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

#### ① 地域安全活動の推進

##### ア 交通安全教育の継続実施

- 警察や交通指導員と協力し、保育園や小中学校、公民館等において、高齢者や子ども等、各年齢層に合わせた交通安全教室を実施します。
- 年4回の市内一斉街頭交通安全指導の実施や、各種団体との交通安全キャンペーンの実施、高齢ドライバーや自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を行っており、引き続き、交通安全に対する啓発活動を関係機関と協力して取り組みます。

##### イ 消費生活対策の推進と防犯体制の強化

- 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため、広報つるがや市ホームページ、暮らしの市民教室、出前講座において情報提供を行います。
- 生活安全課において、消費生活対策等の相談を受けるほか、各種相談窓口の案内を行います。
- 強盗などの組織的な犯罪や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、あらゆる機会に防犯に関する啓発を行い、地域における防犯意識を高めます。また、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。

##### ウ 高齢者・子どもを地域で守る活動の推進

- 高齢者に対する地域見守り活動を強化するため、見守り活動の趣旨に賛同してもらえる事業者との協定を結び、住み慣れた地域でのより安心できる環境づくりを推進します。

- 地域での見守り隊員の活動支援については、福井県と青少年健全育成敦賀市民会議の負担でのボランティア保険への加入等を行い、今後も登下校時の見守り等の活動を支援します。

## エ 青少年の問題行動への対応の充実

- 青少年の悩みや家庭教育に関する相談については、家庭教育相談員1名を配置し対応しており、今後もこどもの健全育成を支援するため、少年愛護センターの相談活動を行います。
- 青少年の健全育成や非行の未然防止のため、市内の様々な場所を補導員が巡視し声かけを行う「愛のひと声」活動に取り組み、青少年が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。
- 青少年の問題行動への対応については、二州若狭地域生徒指導地域連携推進協議会、敦賀っ子健全育成推進協議会等と情報共有し、引き続き、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア、家庭等と連携して非行防止及び問題行動への対応を図ります。

## ② 移動手段（アクセシビリティ）の確保・充実

### ア 高齢者や障がい者への外出支援

- 高齢者や障がい者の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出に必要な様々なサービスの提供を推進します。

### イ 運転免許を自主返納する人に対する支援

- 運転免許を自主返納した満65歳以上の高齢者に対して、自動車に代わる移動手段としてバス及びタクシー利用券を一定期間支給します。

## ③ 日頃の防災活動と災害時の避難支援対策の推進

### ア 日頃の防災活動の推進

- 災害の発生時、地域の助け合いにより避難の手助けを受けることができるよう、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流等を推進します。

- 多様なニーズに配慮した避難所運営を図るため、防災訓練を行います。
- 自主防災組織について、組織の運営や避難訓練の実施等の支援を行い、地域防災活動の向上を図ります。

## イ 避難行動要支援者対象事業の推進

- 災害ボランティアについて周知を図るとともに、個人ボランティア、団体ボランティアの登録を推進するため、あらゆる機会を利用して市民に登録を呼びかけます。登録することで、地域の人と知り合い、地域がつながる機会となるように取り組みます。
- 災害ボランティアに関する研修及び訓練を行うとともに、システムの見直しを行いながら、災害時に活用できるように事業を推進します。
- 避難行動要支援者避難支援制度について周知するとともに、市、民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等が連携し、継続して避難行動要支援者の把握・登録を推進し、地域における避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ります。

## ウ 災害支援体制の整備

- 避難行動要支援者避難支援制度の登録者については、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署等と情報共有を図っており、引き続き地域ごとの避難行動要支援者の避難支援体制を充実します。
- 避難・救援活動や安全確認等では、地域、警察署、消防署、医療機関の連携体制を強化し、防災訓練においては、地域住民と高齢者や障がい者等の要配慮者の参加を促進するとともに、各福祉施設で定期的な実施を働きかけます。

## エ 避難施設や備蓄体制の充実

- 敦賀市地域防災計画の備蓄目標に基づき、災害時における住民の救助及び避難生活に必要な資機材及び物資を備蓄します。また、食物アレルギー対応食品等、要配慮者の利用にも配慮し、資機材及び物資を選定します。

## オ 災害時の施設機能の充実

- 避難行動要支援者の災害時における安全確保を図るため、平成26年3月に敦賀市介護サービス事業者連絡協議会と締結した「災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定」に基づき、協議会会員である介護サービス事業所など約40施設を福祉避難所に指定しているところであり、避難者の円滑な利用を確保するため、引き続き実際の運用について検討します。

## カ ボランティアとの協力体制の確立

- 災害ボランティアの登録を行っており、引き続き、災害時に活動できる市民のボランティアの登録を促進します。
- 災害ボランティアセンター連絡会を開催しており、今後も、災害時におけるボランティアの受入れ態勢等について協議する市災害ボランティアセンター連絡会の活動を推進します。

## ④ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

### ア バリアフリー化の推進

- 公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や歩車道の段差の解消等による視覚障がい者や車いす利用者に配慮した道路の整備、ハートフルパーキングの整備導入支援等の環境整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、子育てをする人等が社会参加や外出しやすい環境を整備するため、公共施設の建設、改修時におけるバリアフリー化に取り組みます。
- 公共施設の建設又は改修時において、多機能トイレやベビーシート、おむつ交換台、オストメイト等の設置に努めます。
- 幹線道路において、歩道バリアフリー化に合わせ、歩道の拡幅、段差の解消に努めます。
- ユニバーサルデザインの視点で、市民全体が共に利用する意識を啓発します。
- ハード面の整備や取組について、整備の趣旨や利用方法を様々な機会や場において説明し、適切に利用されるよう市民への周知、啓発を図ります。

## イ 在宅ケアを可能にする住環境の整備

- 安全な居住環境を整備し、安心して在宅生活が継続できるよう、要介護（要支援）認定者に対して、福祉用具の貸与・購入、住宅改修に対する給付を行うとともに、要介護3以上又は車いすを使用し、要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台の取替や階段昇降機の設置等による改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援しています。また、重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、住宅改修費を助成する日常生活用具給付等事業を実施しています。今後も関係機関や関係職種に対して事業の周知を行い、高齢者や障がい者の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るためバリアフリー化などの住宅改修費に対する助成を行います。
- 在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、適切な福祉用具の利用、住宅改修の実施となるよう、サービス事業者への指導等に努めます。
- 市営住宅におけるバリアフリー化を行い、高齢者や障がい者に配慮した住環境の整備を推進します。

## (2) 健康と暮らしを支える取組の推進

市民が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりの意識啓発や知識の普及、生活習慣病や感染症予防対策を推進します。乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた保健活動や介護予防事業を展開し、健康寿命の延伸を図ります。

また、利用者の視点に立ったサービス提供を推進し、事業者との連携や職員の資質向上を図り、福祉・保健・医療サービスの質を高めることで、利用者が安心して利用できるように支援します。

### ① 健康づくりの推進

#### ア 健康づくりの意識啓発・普及

- 自らの身体や健康に関心を持ち、健康づくりを実践できる市民が増えるよう、「イキイキ健活！プラス1」運動を継続し、健康づくりの意識の啓発や知識の普及、情報発信に努めます。
- 健康診査や体組成測定などにより、自分の身体の状態を確認し生活習慣等（運動や食事、受診の必要性など）を見直す機会を増やします。
- より多くの市民が今の自分にできる健康行動を実践できるような環境づくりに努めます。

#### イ 生活習慣病対策・疾病予防対策の推進

- 各種の健康診査やがん検診、健康教育や健康相談の内容を充実し、生活習慣病を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ります。
- 感染症予防やまん延防止のための正しい知識の普及や啓発に努めるとともに、定期予防接種（A類疾病）の接種率の向上に努めます。
- ストレスやうつ、自殺対策等については、庁内各課や県関係機関との連携を図りながら、普及啓発や相談体制の充実を図ります。
- 熱中症予防と熱中症による重大な健康被害を防止するための普及啓発や情報発信を行います。

#### ウ こどもの成長に応じた保健活動の推進

- 乳幼児の健やかな成長発達を促すよう健診やセミナー等の機会や家庭訪問等で、保護者を支援します。

- 乳幼児期の発達段階において支援が必要な子どもを早期に把握し、関係機関と連携し、適切な支援と相談対応に努めます。

## エ 健康寿命の延伸につながる高齢者のフレイル対策の推進

- 人生100年時代を見据え、生活習慣病の重症化予防と介護予防とを一体的に実施し、健康寿命の延伸につながるより効果的な事業を実施します。
- 歯周疾患や口腔機能低下の予防に関心をもち、改善に向けた実践ができるよう取組を強化します。

## オ 介護予防・認知症についての啓発

- 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、一般介護予防事業を「元気づくり事業～T3元気づくりプロジェクト！～」とし、「①T つるがで 身近な地域で集える、活躍できる場づくり」「②T つづける 運動で活動等を継続する高齢者の増加」「③T つながる 人・地域・関係機関がつながり取組む元気づくり」を目標に取り組みます。
- 生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストにより、生活機能が低下している方、認知症が疑われる方を把握し、早期対応を図るとともに、介護予防の普及啓発に努めます。また、未実施者への対応を強化します。
- 「認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに認知症対策を推進しています。今後も、認知症に関する正しい認識が深まるように、広報つるが、行政チャンネル、ホームページ等を活用するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を作成し、様々な機会を通じ配布します。また、認知症サポーター養成講座や認知症予防の教室等を開催し、参加を促進します。
- 認知症の正しい理解と対応のための「認知症ケアパス（認知症相談ガイドブック）」（認知症の症状に合わせ具体的な相談先や利用できるサービス等を掲載したもの）の周知を図ります。
- 認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、認知症専門医やかかりつけ医等医療機関への受診勧奨、サービスの利用調整、介護指導等を行っており、今後も、市民や関係機関に対して、認知症初期集中支援事業の内容の周知を図り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

## ② 利用者の視点に立ったサービス提供の促進

### ア 利用者の視点に立った事業サービス内容提供

- 高齢者、障がい者・障がい児、こどもに係る施設について、利用者が目的に合わせて選択できるよう事業者のサービス内容の公開・情報提供を積極的に行います。

### イ 福祉・保健・医療に携わる職員の質の向上

- 福祉分野の研修を通じて、各所属に配置されている専門職員や一般職員の資質向上を目指すとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。

### ウ 事業者との連携

- 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会の研修会や会議において情報共有等を行い、市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの構築支援等を行い、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。
- 事業所への多様化する福祉サービスの制度や仕組み、また、法人・施設等の運営に際し遵守すべき規定、基準等について周知徹底を図るとともに、利用者に対する積極的な情報提供を促す等、一層適切なサービス提供に向けた指導に努めます。

### エ 苦情処理体制の確保

- 全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。
- 福祉サービスなどに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。



## 計画の推進

### 1 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所など全ての人が共通の理解を持つことが重要です。そのため、広報つるがや市のホームページに掲載等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

### 2 計画の推進体制

地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、市社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

また、「地域福祉計画」における地域福祉を推進する理念や「地域福祉活動計画」における活動や行動を促進する理念に基づき、人と人をつなげ、お互いが支え合い、助け合う地域づくりや仕組みづくりの構築に努めます。

### <様々な主体による地域福祉の推進>

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、市民の身近な地域で、市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、市民、行政、関係機関の協働した取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす市民の積極的な参画を図るとともに、民生委員児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

## (1) 行政の役割

---

実態やニーズに即して、福祉サービスを提供するとともに、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民、事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO等による主体的、積極的な取組を推進します。

市民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供をはじめ、必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

## (2) 市民、ボランティア、NPOの役割

---

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉需要に対応することが求められています。

## (3) 民生委員児童委員・主任児童委員の役割

---

民生委員児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、地域住民が抱える課題の相談窓口や、問題解決に向けた各種専門職との連携など、地域の人々が自立して暮らすための取組を行っています。また、主任児童委員は、民生委員児童委員の中から指名された委員で、こどもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員児童委員です。民生委員児童委員・主任児童委員は、それぞれの担当地域で様々な活動をしていることから、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

## (4) 社会福祉協議会の役割

---

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、市民や関係団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

## (5) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

## (6) 保護司の役割

更生し、社会に復帰しようとする方が安心して地域で生活を送ることを目指し、関係団体と連携しながら、一人ひとりの再出発を支援するとともに、地域住民からの犯罪予防に関する相談の窓口となることが期待されます。

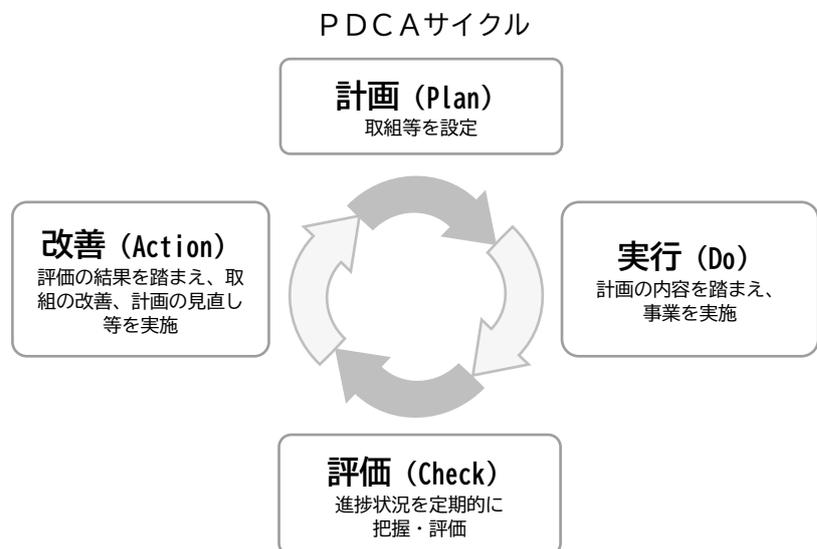
## (7) 企業の役割

企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取組や、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められます。

## 3 計画の管理と評価

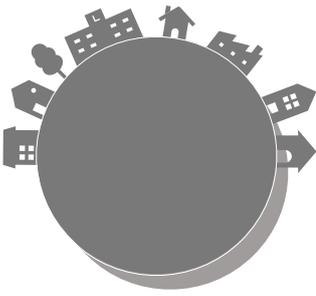
進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組めます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を計るため、毎年度、重層的支援体制推進会議において各事業の進捗状況を評価するとともに、指標を設定し地域福祉を推進します。



【基本目標に基づく指標】

基本目標	指標	現状値	目標値
1 地域福祉の土台づくり	福祉に関心がある人の割合	49.3%	増加
	「地域共生社会」の言葉を聞いたことがあり、内容も知っている人の割合	16.4%	増加
2 地域全体で支え合う仕組みづくり	つるがつなぐ会議実施回数	19回 (令和5年度)	19回以上
	多職種交流会実施回数	1回 (令和5年度)	1回以上
	重層的支援体制整備事業実務者連絡会実施回数	1回 (令和5年度)	1回以上
	ボランティアセンター登録者数(個人)	993人 (令和5年度末)	増加
	成年後見制度について内容を知っている人の割合	35.7%	増加
3 安全・安心に暮らせるまちづくり	避難行動要支援者登録者数	984人 (令和5年度末)	増加



# 参考資料

## 1 関連事業一覧

### 基本目標1 地域福祉の土台づくり

#### (1) 地域力の向上

##### ① 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。	市社会福祉協議会に地域福祉活動支援事業を委託し、地域リーダーの養成や連携を支援しました。	地域福祉課
小さな親切運動の推進	あいさつ運動の推進等、「小さな親切」運動の推進により、心豊かな「人づくり」「ふるさとづくり」を推進します。	補助事業を行い、あいさつ運動やクリーン作戦、北陸新幹線敦賀開業に向けたおもてなし運動をはじめ運営事務を行いました。	生涯学習課
生涯学習推進事業	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。	公民館9館において、アンケートを実施し、各地区団体及び住民のニーズの分析を実施し、新しい内容の教室の実施につなげることができました。	生涯学習課
放課後地域子ども教室推進事業	放課後や週末等に地域の子ども全般を対象に、安全・安心な居場所等を設け、地域の人々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に実施します。	公民館9館を活動拠点として、放課後や休日の子どもの安全な居場所づくりができました。公民館9館において、アンケートを実施し、各地区団体及び住民のニーズの分析を実施し、新しい内容の教室の実施につなげることができました。	生涯学習課

##### ② 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
民生、児童委員活動助成費	委員活動の強化のため敦賀市民生委員児童委員協議会連合会の支援を行います。	民生委員児童委員の活動支援のため、活動費を支出し、連合会に対し活動事業交付金を支出しました。 また、支援員制度を創設し、民生委員児童委員の活動の負担軽減を図りました。	地域福祉課

### ③ 市と市社会福祉協議会の連携強化

事業名	事業概要	令和2～5年度の実績状況・内容等	担当課																														
地域福祉活動等支援事業（再掲）	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。		地域福祉課																														
地域福祉活動等支援事業	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。		ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心にボランティア活動の啓発、人材育成、情報の提供等を実施し、あらゆる世代の参加促進を図りました。 市ボランティアセンター登録者 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人(名)</td> <td>947</td> <td>917</td> <td>927</td> <td>993</td> </tr> <tr> <td>団体(団体)</td> <td>146</td> <td>148</td> <td>146</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table> 市ボランティアセンター登録者 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人(名)</td> <td>290</td> <td>292</td> <td>294</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>団体(団体)</td> <td>146</td> <td>146</td> <td>146</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> 各年度末現在		R2	R3	R4	R5	個人(名)	947	917	927	993	団体(団体)	146	148	146	147		R2	R3	R4	R5	個人(名)	290	292	294	297	団体(団体)	146	146	146	144
	R2	R3	R4	R5																													
個人(名)	947	917	927	993																													
団体(団体)	146	148	146	147																													
	R2	R3	R4	R5																													
個人(名)	290	292	294	297																													
団体(団体)	146	146	146	144																													

### ④ 身近な地区での地域課題への取組

事業名	事業概要	令和2～5年度の実績状況・内容等	担当課
地域コミュニティ推進事業	地区住民主導で、地域活性化、世代間交流、防災等の事業を通して、地域振興に取り組む地区の組織に対し、コミュニティ運営事業交付金を交付し、地域コミュニティ活動の推進を図ります。	コロナ禍を経て、各行事の実施方法や団体のあり方が改めて見直され、本事業を契機とし、地区住民主導による工夫を凝らした地域活性化、世代間交流、防災等の事業が行われました。 【交付対象地区（令和6年3月31日時点）】 ・東浦地区、北地区、粟野地区	生涯学習課
生涯学習推進事業（再掲）	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。		生涯学習課

### ⑤ 孤独・孤立対策の推進

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。（P34参照）

## (2) 情報の共有

#### ① 市からの情報提供の拡充

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。（P35参照）

#### ② 福祉関係者間の情報の共有の拡大

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。（P36参照）

#### ③ 若年世代への福祉関係情報の拡散

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。（P37参照）

### (3) 福祉のこころを育む

#### ① 福祉教育の推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課										
生涯大学運営事業	原則65歳以上の高齢者を対象に、学習を通じ積極的に社会に参加することにより、老後生活の充実、向上を図ります。	「生きがい・仲間・健康づくりの推進」「積極的な地域活動への参加」をテーマに、2年間での学びを地域活動へとつなげることを目指し、一般教養講座に加え3つの専門コース（歴史・介護予防・パソコン）を設置し、運営しました。 学生負担金として、毎年度5,000円が必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学者数(人)</td> <td>32</td> <td>46</td> <td>42</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	入学者数(人)	32	46	42	52	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
入学者数(人)	32	46	42	52									
地域教育コミュニティ推進研究事業	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。	「生きる力」の育成を基本とし、特色ある教育、特色ある学校づくりを推進するため、学校が地域や家庭と連携し、互いの教育力や情報を提供しあい、一体となって教育力の向上を図りました。 ・地域コミュニティ推進研究事業 [全小中学校16校] ・小中接続研究推進事業 [全中学校区5区] ・学力向上推進事業 [4研究グループ]	学校教育課										
地域福祉活動等支援事業（再掲）	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。		地域福祉課										

#### ② 普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業（再掲）	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。		地域福祉課
保育所地域活動事業	公立・私立保育園を対象に、老人福祉施設訪問等を通じて地域、世代間の交流を深めます。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域開催のイベントへの参加をはじめ、地域の方との交流は、コロナ禍前よりも縮小した形で実施しました。	保育課

#### ③ 支え合い意識の啓発と活動の促進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
生涯学習推進事業（再掲）	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。		生涯学習課
社会参加促進事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会（交流会）の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。	障がい者の自動車改造に対する助成や、手話奉仕員養成研修会等を行いました。障がい者スポーツ大会（原則として年1回）は、感染症対策のため中止としました。	地域福祉課

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																									
意思疎通支援事業	聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、必要に応じ手話通訳者等を派遣します。	聴覚障がい者に対して、手話通訳者（奉仕員）、要約筆記者（奉仕員）の派遣を行いました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数（件）</td> <td>129</td> <td>136</td> <td>132</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	利用延べ件数（件）	129	136	132	160	地域福祉課															
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
利用延べ件数（件）	129	136	132	160																								
親支援事業	子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4か月未満児の戸別訪問を実施するとともに、あらゆる相談に対応できる環境を各保育園において整備することにより、保護者の子育てに対する不安の解消、育児力の向上を図ります。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。また、令和5年1月からは、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援の一環で、訪問時にアンケートをとり、より丁寧な相談対応を行いました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数（件）</td> <td>419</td> <td>392</td> <td>357</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>訪問率（%）</td> <td>95.7</td> <td>88.7</td> <td>88.6</td> <td>93.0</td> </tr> </tbody> </table> 訪問件数及び訪問率はいずれも翌年5月時点		R 2	R 3	R 4	R 5	訪問件数（件）	419	392	357	342	訪問率（%）	95.7	88.7	88.6	93.0	子育て政策課 健康推進課 子育て総合支援センター										
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
訪問件数（件）	419	392	357	342																								
訪問率（%）	95.7	88.7	88.6	93.0																								
子育て支援事業	子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども・子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。	地域子育て支援拠点事業の促進として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て及び子育て支援に関する講座等を実施しました。また、利用者支援事業として各種の相談に応じるとともに、各年度において子育て情報冊子を発行・配布するなど、子育て情報の提供を行いました。 利用者数等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両センター（人）</td> <td>19,790</td> <td>21,713</td> <td>24,188</td> <td>26,229</td> </tr> <tr> <td>出張ひろば（人）</td> <td>1,180</td> <td>909</td> <td>1,283</td> <td>1,178</td> </tr> <tr> <td>相談件数（件）</td> <td>1,717</td> <td>1,497</td> <td>1,872</td> <td>2,423</td> </tr> <tr> <td>講座その他利用（人）</td> <td>1,428</td> <td>1,815</td> <td>2,334</td> <td>2,635</td> </tr> </tbody> </table> ※令和2年度から令和4年度までは、コロナ禍の影響で支援センターの臨時休所等の措置がありました。		R 2	R 3	R 4	R 5	両センター（人）	19,790	21,713	24,188	26,229	出張ひろば（人）	1,180	909	1,283	1,178	相談件数（件）	1,717	1,497	1,872	2,423	講座その他利用（人）	1,428	1,815	2,334	2,635	子育て総合支援センター
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
両センター（人）	19,790	21,713	24,188	26,229																								
出張ひろば（人）	1,180	909	1,283	1,178																								
相談件数（件）	1,717	1,497	1,872	2,423																								
講座その他利用（人）	1,428	1,815	2,334	2,635																								
地域福祉活動等支援事業	災害対策基本法の改正に伴う、避難行動要支援者避難支援制度の周知、登録作業等を行い、地域での避難支援体制の推進を図ります。	避難行動要支援者台帳の登録について、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と情報共有を図りました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数（人）</td> <td>978</td> <td>920</td> <td>869</td> <td>984</td> </tr> </tbody> </table> 各年度未現在		R 2	R 3	R 4	R 5	登録者数（人）	978	920	869	984	地域福祉課															
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
登録者数（人）	978	920	869	984																								

## 基本目標 2 地域全体で支え合う仕組みづくり

### ① 生活困窮者への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の実績状況・内容等	担当課																														
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」(以上、必須事業)を実施することとなり、その他、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業」(以上、任意事業)について、実施します。 引き続き、生活困窮者の実情に応じて、柔軟に実施できる仕組みづくりに努めます。	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給(以上、必須事業)を実施し、その他、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業(以上、任意事業)を実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立相談支援事業相談者数(名)</td> <td>187</td> <td>157</td> <td>124</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>就労準備支援事業利用者数(名)</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>住居確保給付金支給者数(名)</td> <td>32</td> <td>22</td> <td>13</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>一時生活支援事業利用者数(名)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>学習支援教室利用生徒数(名)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	自立相談支援事業相談者数(名)	187	157	124	108	就労準備支援事業利用者数(名)	3	2	11	11	住居確保給付金支給者数(名)	32	22	13	5	一時生活支援事業利用者数(名)	6	2	2	0	学習支援教室利用生徒数(名)	3	3	2	4	地域福祉課
	R 2	R 3	R 4	R 5																													
自立相談支援事業相談者数(名)	187	157	124	108																													
就労準備支援事業利用者数(名)	3	2	11	11																													
住居確保給付金支給者数(名)	32	22	13	5																													
一時生活支援事業利用者数(名)	6	2	2	0																													
学習支援教室利用生徒数(名)	3	3	2	4																													

### ② 子育て世帯への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の実績状況・内容等	担当課																				
子育て支援事業(再掲)	子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども・子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。		子育て総合支援センター																				
子育て支援事業	妊婦や母親等の育児に対する不安を軽減するために、身近な保育園に登録してもらい、出産前から未就園までの間、保育士等による継続的な支援を行います。	保育園に登録してもらい支援を行う「マイ保育園登録事業」は、コロナ禍もあり令和2年度以降中止していましたが、令和4年度からは、身近な保育園を知るきっかけづくりを目的として「出張子育てひろば」を市内保育園で行う取組み「にこにこえん」を開始しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数(会場)</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>28</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">利用者数</td> <td>(組)</td> <td>52</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>(人)</td> <td>113</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	実施箇所数(会場)	10	15	実施回数(回)	28	35	利用者数	(組)	52	83	(人)	113	184	子育て総合支援センター				
	R 4	R 5																					
実施箇所数(会場)	10	15																					
実施回数(回)	28	35																					
利用者数	(組)	52	83																				
	(人)	113	184																				
すみずみ子育てサポート事業	一時的に児童を養育できない場合等既存の制度では、補うことのできないきめ細かなサービスの提供を民間団体に委託することにより、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策の強化を図ります。	やむを得ない理由により一時的に児童を養育できない場合に、一時預かりや子育て家庭における家事援助等サポート事業の運営を委託しました。 延べ利用人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり(人)</td> <td>5,772</td> <td>4,959</td> <td>3,004</td> <td>2,597</td> </tr> <tr> <td>家事支援(人)</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>5,805</td> <td>4,996</td> <td>3,004</td> <td>2,618</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	一時預かり(人)	5,772	4,959	3,004	2,597	家事支援(人)	33	37	0	21	計(人)	5,805	4,996	3,004	2,618	保育課
	R 2	R 3	R 4	R 5																			
一時預かり(人)	5,772	4,959	3,004	2,597																			
家事支援(人)	33	37	0	21																			
計(人)	5,805	4,996	3,004	2,618																			

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																									
親支援事業（再掲）	子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4か月未満児の戸別訪問を実施するとともに、あらゆる相談に対応できる環境を各保育園において整備することにより、保護者の子育てに対する不安の解消、育児力の向上を図ります。		子育て政策課 健康推進課 子育て総合支援センター																									
一時預かり等事業	児童の保護者が就労又は疾病その他特別な理由のため、家庭で保育できない場合、児童の一時預かりや保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴う延長保育を実施し、子育ての支援を行います。	児童の保護者が就労又は疾病その他特別な理由のため、家庭で保育できない場合、児童の一時預かりや保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴う延長保育を実施しました。 実施箇所数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり(施設)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>延長保育(施設)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	一時預かり(施設)	1	1	1	1	延長保育(施設)	10	10	10	10	保育課										
	R2	R3	R4	R5																								
一時預かり(施設)	1	1	1	1																								
延長保育(施設)	10	10	10	10																								
一時預かり等事業 病児・病後児保育施設管理運営	子ども・子育て支援新制度により、一時預かり、延長保育、休日保育、病後児保育を行うとともに、保育内容の充実を図ります。	子ども・子育て支援新制度により、保護者の就労形態等に応じた一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の保育を実施しました。 実施箇所数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時預かり(施設)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>延長保育(施設)</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>休日保育(施設)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育(施設)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	一時預かり(施設)	6	6	7	8	延長保育(施設)	15	15	15	15	休日保育(施設)	2	2	2	2	病児・病後児保育(施設)	1	1	1	1	保育課
	R2	R3	R4	R5																								
一時預かり(施設)	6	6	7	8																								
延長保育(施設)	15	15	15	15																								
休日保育(施設)	2	2	2	2																								
病児・病後児保育(施設)	1	1	1	1																								
放課後児童健全育成事業	子ども・子育て支援新制度により、昼間保護者がいない家庭の小学校に通う児童を対象に児童クラブを組織して、遊びを通じた指導を行い児童の健全育成を図ります。	小学校に通う児童の保護者が就労や病気等の理由により昼間家庭にいない児童を対象に、児童クラブを設け、遊びを通じた指導を行い児童の健全育成を図りました。また、学校との定期的な打合せや各児童クラブとの情報交換と交流促進を図るとともに、指導員の資質向上のための研修会等への積極的な参加を促進しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童クラブ数(クラブ)</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>在籍者数(人)</td> <td>959</td> <td>820</td> <td>798</td> <td>857</td> </tr> </tbody> </table> 各年度4月1日現在		R2	R3	R4	R5	児童クラブ数(クラブ)	17	15	14	14	在籍者数(人)	959	820	798	857	保育課										
	R2	R3	R4	R5																								
児童クラブ数(クラブ)	17	15	14	14																								
在籍者数(人)	959	820	798	857																								
教育相談支援事業	スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各学校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培います。	ハートフル・スクール（適応指導教室）にスクールカウンセラー、教育相談支援員、指導員を配置し、児童生徒に安心できる居場所づくり、学習や進路等の助言、自立への支援、再登校に向けて学校等との連携を行いました。	学校教育課																									
はーと・ほっとダイヤル電話相談事業	いじめの早期発見、早期対応、未然防止を図るため、いじめ110番相談員を配置し、また、いじめ相談専用電話を設置するなど、児童・生徒の悩みや不安を解消します。	ハートフル・スクール（適応指導教室）にいじめ等の相談専用電話「はーと・ほっとダイヤル」を設置し、スクールカウンセラー、教育相談支援員等の専門職員が対応し、児童・生徒の悩みや不安の解消を図りました。	学校教育課																									
ソーシャルワーカー配置事業	相談員を配置し、市内全小学校への巡回指導、問題を抱える児童に対する自立支援の充実を図ります。また、学校だけでは解決できない個々のケースについて、警察、ハートフルスクール等によるサポートチームを編成し、具体策について協議します。	スクールソーシャルワーカーを配置し、様々な環境的要因により学校生活に不適應を起こしている児童・生徒及び保護者との関わりを持ち、環境改善を行いました。市内小中学校16校を巡回訪問し、児童生徒の実態に即した重点的な指導及び改善計画をもって、各校の教育相談体制の構築・支援に努めました。	学校教育課																									

### ③ 高齢者への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課										
寝具洗濯サービス事業	身体上の理由から布団等を干すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、年1回寝具の洗濯・乾燥を実施します。	<p>身体上の理由から布団等を干すことが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、年1回寝具の洗濯・乾燥を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>334</td> <td>275</td> <td>264</td> <td>305</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用者数(人)	334	275	264	305	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
利用者数(人)	334	275	264	305									
緊急通報システム整備事業	ひとり暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、24時間365日体制で対処できる緊急通報装置を貸与します。	<p>ひとり暮らしの高齢者等の急病時等に24時間365日体制で迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>366</td> <td>355</td> <td>345</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">各年度末利用者数</p>		R2	R3	R4	R5	利用者数(人)	366	355	345	283	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
利用者数(人)	366	355	345	283									
認知症総合支援事業～「認知症ほっとけんまち敦賀」の推進～	<p>認知症の①普及啓発 ②早期発見 ③早期対応 ④本人・家族への支援 ⑤地域での見守りを中心とした認知症対策を推進します。</p> <p>平成27年度から「敦賀市認知症支援推進協議会」に認知症支援を推進する場を集約し、医療、福祉、介護等の関係機関が連携しながら総合的に協議を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する普及啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を毎年作成し、全戸配布しました。また、令和5年度には認知症ケアパス（認知症ほっとけんパス）を掲載した認知症相談ガイドブック改訂版を市民や関係機関に配布しました。</li> <li>認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、早期発見・早期対応に努めました。</li> <li>認知症の相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行うとともに、認知症の方の不安の軽減や家族の介護負担の軽減のため、敦賀つながりカフェを定期開催し、認知症サポーターが相談役を担うなど地域活動の支援を行いました。</li> <li>敦賀みまもりネットワークを運営し、認知症の方等が行方不明になった際の早期発見・早期保護に努めました。</li> <li>平成26年度から開始した「敦賀市認知症支援推進協議会」で、年3回、認知症支援に関する総合的な協議を行いました。</li> </ul>	長寿健康課										
介護予防把握事業	65歳～74歳の前期高齢者を中心に、生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストを実施し、結果通知を行うことで、介護予防に対する意識向上を図るとともに、要介護状態及び認知症となる恐れの高い方の早期発見・早期対応を行うことで、介護予防・重症化予防に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する普及啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を毎年作成し、全戸配布しました。また、令和5年度には認知症ケアパス（認知症ほっとけんパス）を掲載した認知症相談ガイドブック改訂版を市民や関係機関に配布しました。</li> <li>認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、早期発見・早期対応に努めました。</li> <li>認知症の相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行うとともに、認知症の方の不安の軽減や家族の介護負担の軽減のため、敦賀つながりカフェを定期開催し、認知症サポーターが相談役を担うなど地域活動の支援を行いました。</li> <li>敦賀みまもりネットワークを運営し、認知症の方等が行方不明になった際の早期発見・早期保護に努めました。</li> <li>平成26年度から開始した「敦賀市認知症支援推進協議会」で、年3回、認知症支援に関する総合的な協議を行いました。</li> </ul>	長寿健康課										
生涯大学運営事業（再掲）	原則65歳以上の高齢者を対象に、学習を通じ積極的に社会に参加することにより、老後生活の充実、向上を図ります。		長寿健康課										

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課										
通所型介護予防事業	要支援者・事業対象者等に対し、介護予防ケアマネジメントに基づく、介護予防・生活支援サービス事業の通所型を実施します。	平成29年1月から、要支援者・総合事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、事業所等に通所し食事・入浴などの介護や機能訓練、集いの場の提供など日常生活上の支援を受ける、通所介護相当サービス、通所型サービスA、通所型サービスCの各サービスを提供しています。令和4年度より、住民主体の活動（通所型・訪問型サービスB）を推進するため、サービス立ち上げに要する経費と事業運営にかかる経費に対し、助成事業を開始しました。	長寿健康課										
一般介護予防事業「元気づくり事業～T3元気づくりプロジェクト!～」	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防活動を推進するために、認知症、ロコモティブシンドローム、生活習慣病の予防に焦点をあてた教室の開催や、リハビリ専門職を積極的に活用しながら個人や町内、地区単位の自主的な活動の支援、元気づくりサポーターの育成、事業評価等を行っていきます。	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防活動を推進するために、認知症、ロコモティブシンドローム、生活習慣病の予防に焦点をあてた教室や出前講座等を開催し、介護予防に関する知識の普及啓発に努めました。また、介護予防自主組織（自主グループ）や地域において介護予防を主体的、積極的に普及するサポーター養成に取り組み、サポーターで結成したボランティア団体「つるが元気体操の会」の会員が、普及啓発のために地区や町内単位の集まり、出前講座等多くの場に出向きました。 要介護状態の前段階である「フレイル」の予防に関する知識の普及啓発に努め、自主的な予防活動に取り組む人の増加を目指し、フレイルチェックを実施しました。また、元気づくりやフレイル予防に取り組むサポーターの養成を行うとともに、養成後のサポーターの地域での活動支援を行いました。 町内単位での元気づくり活動の拠点として、「地域ふれあいサロン」を実施しました。	長寿健康課										
ねたきり老人等介護福祉手当支給	在宅において、常時介護を要する65歳以上のねたきり・重度の認知症高齢者の福祉増進を図るため、その介護者に対し福祉手当を支給します。	65歳以上の在宅高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減のため手当を支給しました。平成29年度より、支給対象者を要介護度と介護保険サービスの利用状況を勘案した対象者に変更しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者実人数(人)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	対象者実人数(人)	15	13	17	21	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
対象者実人数(人)	15	13	17	21									
家族介護継続支援事業	常時おむつを必要とする方を介護する家族を支援するため、介護用品（おむつ）の支給について、事業内容の検討を行い実施します。	介護者の経済的負担を軽減するため、在宅で生活する要介護1～5の方に介護用品（紙おむつ）支給券を支給しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成延件数(月平均)(件)</td> <td>800</td> <td>554</td> <td>502</td> <td>448</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	助成延件数(月平均)(件)	800	554	502	448	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
助成延件数(月平均)(件)	800	554	502	448									

#### ④ 障がい者への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課										
医療費助成事業	障がい児者、乳幼児等の医療費を助成します。	障がい者の経済的負担の軽減、福祉の増進を図るため、認定を受けた障がい者に対し、医療機関に支払った医療費の全部又は一部を助成しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数(件)</td> <td>57,787</td> <td>57,805</td> <td>56,954</td> <td>57,532</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	支給件数(件)	57,787	57,805	56,954	57,532	地域福祉課 子育て政策課
	R2	R3	R4	R5									
支給件数(件)	57,787	57,805	56,954	57,532									
補装具の助成	身体障がい児者の障がいに対応した義肢、装具、車いす等の補装具の購入や修理・貸与に係る費用を支給します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数(件)</td> <td>125</td> <td>117</td> <td>144</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用延べ件数(件)	125	117	144	139	地域福祉課
	R2	R3	R4	R5									
利用延べ件数(件)	125	117	144	139									
日常生活用具給付事業	障がい児者の日常生活上の困難を改善し、自立を支援するための特殊寝台、歩行用杖、ストマ用装具等の用具を給付します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数(件)</td> <td>1,893</td> <td>1,937</td> <td>1,702</td> <td>1,898</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用延べ件数(件)	1,893	1,937	1,702	1,898	地域福祉課
	R2	R3	R4	R5									
利用延べ件数(件)	1,893	1,937	1,702	1,898									

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等				担当課	
障がい福祉サービス	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。	R2	R3	R4	R5	地域福祉課	
		利用延べ件数(件)	14,670	15,709	16,296	17,178	
地域活動支援センター事業	障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う日中活動の場を提供し、地域生活への支援を行います。	R2	R3	R4	R5	地域福祉課	
		利用延べ件数(件)	3,645	3,622	4,210	3,918	
日中一時支援事業	障がい児者を施設で一時的に預かり、日中活動の場の提供や日常的な訓練等を行います。	R2	R3	R4	R5	地域福祉課	
		利用延べ件数(件)	6,705	7,103	7,113	8,377	
訪問入浴サービス事業	在宅のねたきりの障がい者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。	R2	R3	R4	R5	地域福祉課	
		利用延べ件数(件)	546	709	575	510	

### ⑤ 権利擁護の推進<成年後見制度利用促進基本計画>

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等				担当課	
相談事業 (女性)	男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切な処理に努める等相談事業の充実を図ります。	【相談日】 毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 (8時30分～17時15分) 第1・第3金曜日(20時00分まで)				市民協働課	
		R2	R3	R4	R5		
		相談総件数(件)	125	141	143	150	
		うちDV件数(件)	3	5	5	11	
重層的支援体制整備事業 総合相談事業 (高齢者)	高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。また、市民に分かりやすい相談内容の具体的な提示等、地域包括支援センターの周知に努めます。	高齢者に関する各種相談に対して、介護支援専門員や関係機関等と連携・協働し対応しました。				長寿健康課	
		R2	R3	R4	R5		
		総合相談延べ件数(件)	12,922	13,100	12,182	14,359	
障害者相談支援事業	障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。	市内の社会福祉法人3事業所に業務委託し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を総合的に行いました。				地域福祉課	
		R2	R3	R4	R5		
		相談延べ件数(件)	18,187	17,418	17,410	16,496	
子ども家庭相談事業	子ども家庭相談室において相談指導支援を行うことにより、家庭における適切な児童の養育と福祉の向上を図ります。	子どもや家庭に関するあらゆる相談及び児童虐待、妊産婦を対象に相談を行い、支援の検討、継続的な指導・助言及び関係機関との調整を行いました。				子育て政策課	
		R2	R3	R4	R5		
		相談件数(件)	430	421	406	351	
重層的支援体制整備事業 権利擁護事業	高齢者の実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、関係機関と連携を図り対処するとともに引き続き推進、充実を図ります。	高齢者の権利擁護事案に対して、介護支援専門員や関係機関等と連携・協働し対応しました。また、高齢者権利擁護連絡協議会を開催し、虐待防止等の権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に取り組みました。				長寿健康課	
		R2	R3	R4	R5		
		権利擁護対応案件数(件)	127	130	125	166	

### ⑥ 再犯防止対策の推進<再犯防止推進計画>

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P43参照)

## ⑦ 様々な困難を抱えた方への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課
親支援事業（再掲）	子育てに悩む保護者を適切なサービスに結びつけるため、4か月未満児の戸別訪問を実施するとともに、あらゆる相談に対応できる環境を各保育園において整備することにより、保護者の子育てに対する不安の解消、育児力の向上を図ります。		子育て政策課 健康推進課 子育て総合支援センター
子ども家庭相談事業（再掲）	子ども家庭相談室において相談指導支援を行うことにより、家庭における適切な児童の養育と福祉の向上を図ります。		子育て政策課
子育て支援事業（再掲）	子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども・子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。		子育て総合支援センター
子育て支援事業（再掲）	妊婦や母親等の育児に対する不安を軽減するために、身近な保育園に登録してもらい、出産前から未就園までの間、保育士等による継続的な支援を行います。		子育て総合支援センター
重層的支援体制整備事業 地域包括支援センターの運営	地域の高齢者の心身の健康保持・保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを運営します。	高齢者の総合相談窓口として市内に地域包括支援センターを3箇所設置し、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各種業務を行いました。	長寿健康課
相談事業（女性）（再掲）	男女共同参画の様々な問題の相談に応じられる窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切な処理に努める等相談事業の充実を図ります。		市民協働課
重層的支援体制整備事業 総合相談事業（高齢者）（再掲）	高齢者の総合相談窓口として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。また、市民に分かりやすい相談内容の具体的な提示等、地域包括支援センターの周知に努めます。		長寿健康課
障害者相談支援事業（再掲）	障がい者やその家族に対し、日常生活等に関する相談やサービス利用に関する情報の提供等を総合的に行います。		地域福祉課
教育相談支援事業（再掲）	スクールカウンセラーや指導員により、個別カウンセリング・集団指導等の適応指導及び自然体験や社会体験で自立性や意欲を高めるとともに、各学校への訪問指導や保護者への教育相談指導を行い、集団への適応力を培います。		学校教育課
はーと・ほっとダイヤル 電話相談事業（再掲）	いじめの早期発見、早期対応、未然防止を図るため、いじめ110番相談員を配置し、また、いじめ相談専用電話を設置するなど、児童・生徒の悩みや不安を解消します。		学校教育課
ソーシャルワーカー 配置事業（再掲）	相談員を配置し、市内全小学校への巡回指導、問題を抱える児童に対する自立支援の充実を図ります。また、学校だけでは解決できない個々のケースについて、警察、ハートフルスクール等によるサポートチームを編成し、具体策について協議します。		学校教育課

## (2) 重層的支援体制の強化

### < 敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画 >

#### ① 属性や世代を問わない相談支援体制の構築

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P47参照)

#### ② 多様な社会参加に向けた支援

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P48参照)

#### ③ 地域づくりに向けた支援

第4章 施策の展開にて、掲載のとおりです。(P49参照)

## (3) 人と人が支え合う

#### ① 地域をつなぐ活動への支援

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域福祉活動推進事業(再掲)	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。		地域福祉課
区長連合会補助金	地域住民が相互の連帯意識を深め、健康で快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため支援を行います。	地域住民が相互の連携意識を深め、健康で快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、区長連合会の各種活動に対して支援を行いました。(総会、講演会、市長と区長と語る会、先進地視察等) 新型コロナウイルス感染症の影響により一部活動を自粛 ・総会(令和2～4年度書面により開催) ・講演会(令和2～4年度 中止) ・先進地視察(令和2～3年度 中止) ※市長と区長と語る会は中止等無し	総務課

#### ② 市民協働の促進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課																														
市民協働・NPO等活動推進事業	NPO法人や市民活動団体等の活動の把握と情報提供及び支援育成を図ります。また、団体間における更なる連携の機会の提供を行います。 市民・市民活動団体・事業者と行政がそれぞれの特長を活かして対等な立場で事業に取り組むことで両者の新しい関係づくりを図ります。また、行政と市民活動団体とのより一層の連携強化を図ります。	NPO法人や市民活動団体による主体的な取り組みを支援するため、市民協働補助金を交付しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>交付金額(円)</td> <td>50,000</td> <td>394,000</td> <td>333,000</td> <td>715,000</td> </tr> </tbody> </table> 市民活動の担い手確保のため、市民活動推進研修会を開催しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数(名)</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>32</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	件数(件)	1	4	3	5	交付金額(円)	50,000	394,000	333,000	715,000		R2	R3	R4	R5	実施回数(回)	1	1	2	2	参加者数(名)	15	9	32	36	市民協働課
	R2	R3	R4	R5																													
件数(件)	1	4	3	5																													
交付金額(円)	50,000	394,000	333,000	715,000																													
	R2	R3	R4	R5																													
実施回数(回)	1	1	2	2																													
参加者数(名)	15	9	32	36																													

### ③ 多分野の活動団体相互の交流促進

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業（再掲）	地域福祉活動支援事業として実施します。複雑多様化している環境の中、地域活動やまちづくり推進役を担う人々に対し、地域福祉活動の推進に係る研修会や講演会等を行い、地域リーダーの育成を図ります。		地域福祉課

## (4) 参加の促進

### ① 就労支援と社会参加の促進

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																				
地域活動支援センター事業（再掲）	障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う日中活動の場を提供し、地域生活への支援を行います。		地域福祉課																				
社会参加促進事業（再掲）	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会（交流会）の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。		地域福祉課																				
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児者に対し、社会参加等のため、移動支援のためのヘルパーを派遣します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数（件）</td> <td>1,619</td> <td>1,976</td> <td>1,906</td> <td>2,296</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用延べ件数（件）	1,619	1,976	1,906	2,296	地域福祉課										
	R2	R3	R4	R5																			
利用延べ件数（件）	1,619	1,976	1,906	2,296																			
障がい福祉サービス（再掲）	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。		地域福祉課																				
障がい者福祉バス運行	障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバス借上げ料を助成します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数（件）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用延べ件数（件）	0	1	4	8	地域福祉課										
	R2	R3	R4	R5																			
利用延べ件数（件）	0	1	4	8																			
重度障がい者タクシー利用料金助成事業	重度障がい者に対し、タクシー（リフトタクシー含む）の基本料金を助成します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用延べ件数（件）</td> <td>5,056</td> <td>5,184</td> <td>4,824</td> <td>4,542</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用延べ件数（件）	5,056	5,184	4,824	4,542	地域福祉課										
	R2	R3	R4	R5																			
利用延べ件数（件）	5,056	5,184	4,824	4,542																			
高齢者外出支援事業	高齢者が生きがいをもって活動的な生活環境を維持し、社会参加を図るためにバス・タクシー等の利用券を交付します。	<p>80歳以上の在宅高齢者（障がい者タクシー利用者を除く）に対して、バス・タクシー・施設で使用可能な100円券を年間24枚交付しました。また、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、65歳以上の高齢者及び同伴者を対象に、施設の利用料金を割引しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数（人）</td> <td>2,374</td> <td>2,450</td> <td>2,641</td> <td>2,717</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度2,641人（施設利用料金割引） 高齢者 256人 同伴者 126人</p>		R2	R3	R4	R5	利用者数（人）	2,374	2,450	2,641	2,717	長寿健康課										
	R2	R3	R4	R5																			
利用者数（人）	2,374	2,450	2,641	2,717																			
農福連携サポート事業	「農業」と「福祉」が連携することにより、敦賀の伝統野菜や東浦みかん等の農作業における担い手不足の解消や農地の保全を行うとともに、障がい者における就労の場の拡大を図ることを目的に、障がい者就労支援施設等の福祉事業者との連携を構築します。	<p>農業者と福祉事業者との連携により、人手不足の集落への支援のため農作業を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業回数（回）</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>36</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>作業延べ人数（名）</td> <td>57</td> <td>104</td> <td>171</td> <td>303</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	作業回数（回）	6	19	36	62	作業延べ人数（名）	57	104	171	303	事業者数	1	2	3	3	農林水産振興課
	R2	R3	R4	R5																			
作業回数（回）	6	19	36	62																			
作業延べ人数（名）	57	104	171	303																			
事業者数	1	2	3	3																			
シルバー人材センターの支援	高齢者の就業機会の確保、福祉・家事援助サービスについての技能講習及び研修会、育児支援をするための技能講習・研修等を実施する経費について補助します。	<p>高齢者の就業機会の確保に取り組む敦賀市シルバー人材センターの運営及び事業にかかる費用の一部を補助しました。令和2年度当初から令和5年度末までで会員数も増加傾向にあります（333名→370名）</p>	商工貿易振興課																				

## ② 仲間づくり・交流活動の推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
子育て支援事業 (再掲)	子育てに対する不安についての相談、指導等を実施し、地域や家庭における子育て支援を図ります。子ども・子育て支援新制度による地域子育て支援拠点事業として今後も継続して実施していきます。		子育て総合支援センター
生涯学習推進事業 (再掲)	各公民館において家庭教育学級、地域ふれあい事業、各種教室及び講座を開催し、地域における生涯学習活動の推進を図ります。		生涯学習課
老人クラブ育成費	教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動を促進し、在宅高齢者の福祉増進を図るため、老人クラブに対して補助をします。	市老人クラブ連合会に補助金を支出し、在宅高齢者の健康づくり、介護予防を目的とした大会やスポーツ推進、地域リーダー育成等の活動を支援しました。	長寿健康課
生涯大学運営事業 (再掲)	原則65歳以上の高齢者を対象に、学習を通じ積極的に社会に参加することにより、老後生活の充実、向上を図ります。		長寿健康課
社会参加促進事業 (再掲)	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催、自動車改造助成事業、手話奉仕員養成研修会等を行います。		地域福祉課
地域教育コミュニティ推進事業(再掲)	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。		学校教育課
障がい福祉サービス (再掲)	障がい児者に対して、自宅や施設に入所して介護等の支援を受けたり、障がい児者の自立を目指し、施設への通所等による生活能力、職業能力向上のための訓練等の支援を行います。		地域福祉課

## ③ 福祉人材の確保・育成

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域教育コミュニティ推進事業(再掲)	学校が地域や家庭と連携し、一体となって教育力の向上を図る事業の推進、充実を図ります。		学校教育課
地域福祉活動等支援事業(再掲)	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。		地域福祉課

## ④ ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業(再掲)	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。		地域福祉課

## 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) 暮らしの安全と安心

#### ① 地域安全活動の推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																									
交通安全対策事業	交通事故から市民を守るため、各種の交通安全対策や、交通安全教育を実施し、交通マナーの向上と交通安全意識の啓発・高揚を図ります。	<p>多発する交通事故の発生を減少させるため、交通安全教室の開催、交通安全意識の啓発等を実施しました。</p> <p>交通安全教室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>72</td> <td>91</td> <td>114</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>4,080</td> <td>8,375</td> <td>8,399</td> <td>8,665</td> </tr> </tbody> </table> <p>交通指導員街頭指</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出動回数(回)</td> <td>8,130</td> <td>8,449</td> <td>6,724</td> <td>7,229</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	実施回数(回)	72	91	114	115	参加者数(人)	4,080	8,375	8,399	8,665		R 2	R 3	R 4	R 5	出動回数(回)	8,130	8,449	6,724	7,229	生活安全課
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
実施回数(回)	72	91	114	115																								
参加者数(人)	4,080	8,375	8,399	8,665																								
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
出動回数(回)	8,130	8,449	6,724	7,229																								
防犯対策費	「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」(平成14年11月施行)に基づき、地域の安全対策を推進します。	<p>総合的な地域安全対策を推進するため、安全で安心なまちづくり会議を開催しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度は書面決議</p>		R 2	R 3	R 4	R 5	実施回数(回)	1	1	1	1	生活安全課															
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
実施回数(回)	1	1	1	1																								
消費生活センター運営費	消費者の自立を目的として、消費者の教育啓発・保護・活動推進等を行い消費者行政の推進を図ります。	<p>自立する消費者の育成を目指し、相談窓口の設置と教育啓発活動等を行いました。</p> <p>消費生活相談窓口の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>462</td> <td>439</td> <td>585</td> <td>580</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区学習会の開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>46</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>210</td> <td>464</td> <td>1,366</td> <td>806</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	相談件数(件)	462	439	585	580		R 2	R 3	R 4	R 5	実施回数(回)	6	11	46	37	参加者数(人)	210	464	1,366	806	生活安全課
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
相談件数(件)	462	439	585	580																								
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
実施回数(回)	6	11	46	37																								
参加者数(人)	210	464	1,366	806																								
青少年補導活動	次代の担い手である少年たちに、「愛のひと声」を積み重ね、青少年の健全育成と非行防止に努めます。	<p>補導員が2人1組で、1回2時間、ショッピングセンター、ゲームセンター、書店、コンビニエンスストア、公園等を巡視しました。</p> <p>年間補導回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ補導回数(回)</td> <td>474</td> <td>477</td> <td>551</td> <td>560</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛のひと声の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>429</td> <td>601</td> <td>550</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>		R 2	R 3	R 4	R 5	延べ補導回数(回)	474	477	551	560		R 2	R 3	R 4	R 5	件数(件)	429	601	550	830	少年愛護センター					
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
延べ補導回数(回)	474	477	551	560																								
	R 2	R 3	R 4	R 5																								
件数(件)	429	601	550	830																								
青少年健全育成推進	青少年健全育成の推進を図り、親子のふれあいや社会環境浄化活動を活性化するため、青少年健全育成敦賀市民会議及び敦賀市子ども会育成連合会と協力しあって事業を行います。	<p>青少年健全育成敦賀市民会議の事務局として、親子のフェスティバルや、青少年育成敦賀市民大会等の青少年育成行事の開催を実施しました。</p> <p>青少年を取り巻く社会環境調査の実施を行いました。(年1回)</p> <p>敦賀市子ども会育成連合会に補助金を交付し、事業の運営の支援を行いました。</p>	少年愛護センター																									

## ② 移動手段（アクセシビリティ）の確保・充実

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課										
移動支援事業（再掲）	屋外での移動が困難な障がい児者に対し、社会参加等のため、移動支援のためのヘルパーを派遣します。		地域福祉課										
障がい者福祉バス運行（再掲）	障がい者団体が実施する研修、行事の際に使用するバス借上げ料を助成します。		地域福祉課										
重度障がい者タクシー利用料金助成事業（再掲）	重度障がい者に対し、タクシー（リフトタクシー含む）の基本料金を助成します。		地域福祉課										
高齢者外出支援事業（再掲）	高齢者が生きがいをもって活動的な生活環境を維持し、社会参加を図るためにバス・タクシー等の利用券を交付します。		長寿健康課										
運転免許自主返納支援事業費	近年増加する高齢者による自動車事故を減少させるため、運転免許を自主返納した高齢者に対して、バス及びタクシー利用券を支給します。	<p>満65歳以上の運転免許自主返納者に対して、バス及びタクシー利用券一律20,000円相当分（有効期限3年間）を支給しました。（令和3年度までは有効期限2年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者数（人）</td> <td>247</td> <td>215</td> <td>262</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	申請者数（人）	247	215	262	245	生活安全課
	R2	R3	R4	R5									
申請者数（人）	247	215	262	245									

## ③ 日頃の防災活動と災害時の避難支援対策の推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実施状況・内容等	担当課
地域福祉活動等支援事業（再掲）	災害対策基本法の改正に伴う、避難行動要支援者避難支援制度の周知、登録作業等を行い、地域での避難支援体制の推進を図ります。		地域福祉課
地域福祉活動等支援事業（再掲）	ボランティア推進事業として、市ボランティアセンターを中心とした、ボランティア活動に関する啓発、人材育成、情報の提供等を行います。 住民参加によるボランティア活動となるよう、リーダー育成研修やあらゆる世代の参加促進を図ります。		地域福祉課

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課
備蓄用品等整備事業	<p>避難施設用資機材について、不足しているものや必要なものを検討し購入します。</p> <p>地域防災計画の備蓄目標に基づき、不足しているものや必要なものを検討し、食料や救護用品等を購入し備蓄します。</p>	<p>全国的な災害の教訓や本市の台風対応等の反省等を踏まえ、各年度、不足しているものや必要なものを検討し、避難所運営等に資する資機材の整備を行いました。主な整備内容は以下のとおり。</p> <p>令和2年度 災害用ファミリールーム【新規】×8基 大型扇風機【継続】×10台</p> <p>令和3年度 令和4年度 災害用ファミリールーム【継続】×5基 ガス式発電機【継続】×1台 避難者用マット【新規】×40枚</p> <p>令和5年度 災害用ファミリールーム【継続】×5基 ガス式発電機【継続】×1台 避難者用マット【継続】×30枚</p> <p>地域防災計画の備蓄目標に基づき、想定避難者の1日分に相当する食料34,500食（水は34,500リットル）を目指し、賞味期限が到来する食料等の廃棄ロス削減を図りながら、計画的に購入し充足することができました。</p> <p>現在の備蓄状況（令和5年度末時点） 食料 41,632食 （うち、アレルギー対応食 10,250食） 水 85,051リットル （耐震性貯水槽を含む）</p> <p>&lt;参考&gt; ○敦賀市の備蓄方針 市独自の備蓄に加え、県や県内市町、姉妹都市等の県外自治体、応援協定に基づく民間事業者等からの物資の調達を勧奨し、備蓄目標を達成することとしており、このうち市は備蓄目標全体の30%相当を目指すこととしています。</p>	危機管理対策課

#### ④ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課										
人にやさしい道づくり事業	高齢者や障がい者等を含む全ての市民が、快適で、安全に通行できるよう、車両と歩道の段差解消工事を進めます。	市道気比余座線、市道三島港線、市道白銀清水線において、歩道のバリアフリー整備を行った。市道三島港線、市道白銀清水線においては、現在も事業継続中。	道路河川課										
重度身体障がい者住宅改修事業	重度身体障がい者が、日常生活での障がいを取り除くために自宅の改修を行った場合に、改修費用の一部を補助します。	<p>手すりの設置や床材の変更、スロープの設置等に関する改修費の一部を助成しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(件)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	利用件数(件)	0	1	3	2	地域福祉課
	R2	R3	R4	R5									
利用件数(件)	0	1	3	2									
住環境整備事業費補助金	在宅で生活する要介護高齢者等が行う介護保険給付対象外の住宅改修に対して助成することにより、高齢者の在宅生活の維持向上を図ります。	<p>要介護3以上又は車いすを使用する要介護1以上と認定された在宅高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、改修費用の一部を助成し在宅支援を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	助成件数(件)	1	1	1	1	長寿健康課
	R2	R3	R4	R5									
助成件数(件)	1	1	1	1									

## (2) 健康と暮らしを支える取組の推進

### ① 健康づくりの推進

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																																																										
健康づくり推進事業	<p>市民が生涯無理なく継続できる「自分に合った健康づくり」を実践できるよう支援する『イキイキ健活！プラス1』運動を展開し、市民の健康意識の向上と自発的な健康行動の実現を図ります。</p> <p>食を通じて、市民の健康増進を図るため、食生活改善推進員の養成と育成を行い、新規会員の計画的な養成に努めます。</p>	<p>市民の健康意識を向上させ、生涯無理なく「自分に合った健康づくり」の実践を継続できるよう『イキイキ健活！プラス1』運動を展開し、主体的に健康行動に取り組める人の増加に努めました。</p> <p>市民の皆さまが積極的に健康づくりに取り組めるきっかけをつくり、健康づくり活動の実践が継続できるよう、令和3年度からは健康アプリ「敦とんあるこ」の運用を開始し、効果的なインセンティブを組み合わせ、気軽に楽しみながら健康づくりに取り組めるよう支援しました。また、アプリと連動した体組成測定及び健康情報の発信、周知啓発の場として健康ステーションを常設しました。さらに健康センター以外の場所でも関係機関や企業とも協働し出張ステーションを開催しました。</p> <p>ウォーキングを推進するため、定期的なウォーキングイベント「敦とんウォーク」を開催し、継続的なウォーキングの推進に努めました。</p> <p>食を通じて、市民の健康増進を図るため、食生活改善推進員の養成と育成を行いました。（令和2年度はコロナ禍のため養成を中止）</p> <p>健康アプリ累計登録者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数(人)</td> <td>3,611</td> <td>4,785</td> <td>6,441</td> </tr> </tbody> </table> <p>健康ステーション体組成測定者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定者数(人)</td> <td>1,712</td> <td>2,575</td> <td>2,735</td> </tr> </tbody> </table> <p>出張健康ステーション</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>76</td> <td>516</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> <p>敦とんウォーク</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>688</td> <td>720</td> <td>782</td> <td>688</td> </tr> </tbody> </table> <p>食生活改善推進員数/養成者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食生活改善推進員数(人)</td> <td>59</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>養成者数(人)</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	登録者数(人)	3,611	4,785	6,441		R3	R4	R5	測定者数(人)	1,712	2,575	2,735		R3	R4	R5	開催回数(回)	4	5	5	参加者数(人)	76	516	699		R2	R3	R4	R5	開催回数(回)	10	9	12	10	参加者数(人)	688	720	782	688		R2	R3	R4	R5	食生活改善推進員数(人)	59	54	54	48	養成者数(人)	0	6	5	4	健康推進課
	R3	R4	R5																																																										
登録者数(人)	3,611	4,785	6,441																																																										
	R3	R4	R5																																																										
測定者数(人)	1,712	2,575	2,735																																																										
	R3	R4	R5																																																										
開催回数(回)	4	5	5																																																										
参加者数(人)	76	516	699																																																										
	R2	R3	R4	R5																																																									
開催回数(回)	10	9	12	10																																																									
参加者数(人)	688	720	782	688																																																									
	R2	R3	R4	R5																																																									
食生活改善推進員数(人)	59	54	54	48																																																									
養成者数(人)	0	6	5	4																																																									

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																														
がん検診	働き盛り世代のがん検診の推進を図ります。	<p>がんの早期発見・早期治療のため、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）を実施しました。また、がん検診受診者の拡大のため、啓発及び対象者への受診勧奨を実施し、要精密検査の未受診者に対して受診勧奨を行いました。（R2はコロナ禍のため縮小実施）</p> <p>がん検診受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃（%）</td> <td>12.6</td> <td>12.2</td> <td>14.4</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>肺（%）</td> <td>9.1</td> <td>19.3</td> <td>20.7</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>大腸（%）</td> <td>13.9</td> <td>22.1</td> <td>20.9</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>子宮頸（%）</td> <td>31.0</td> <td>32.8</td> <td>34.7</td> <td>33.7</td> </tr> <tr> <td>乳（%）</td> <td>19.4</td> <td>22.7</td> <td>27.5</td> <td>26.4</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	胃（%）	12.6	12.2	14.4	14.6	肺（%）	9.1	19.3	20.7	21.2	大腸（%）	13.9	22.1	20.9	22.5	子宮頸（%）	31.0	32.8	34.7	33.7	乳（%）	19.4	22.7	27.5	26.4	健康推進課
	R2	R3	R4	R5																													
胃（%）	12.6	12.2	14.4	14.6																													
肺（%）	9.1	19.3	20.7	21.2																													
大腸（%）	13.9	22.1	20.9	22.5																													
子宮頸（%）	31.0	32.8	34.7	33.7																													
乳（%）	19.4	22.7	27.5	26.4																													
特定健康診査事業	未受診者を掘り起こし、重症化予防を徹底します。	<p>40歳以上の敦賀市国保加入者に対し、特定健康診査を実施しました。健診未受診者の掘り起こしと共に継続受診の習慣化を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療、生活習慣改善のために取り組みました。（R2はコロナ禍の縮小実施）</p> <p>法定報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査受診率（%）</td> <td>24.3</td> <td>31.4</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率（%）</td> <td>36.8</td> <td>33.6</td> <td>45.4</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	特定健康診査受診率（%）	24.3	31.4	33.5	特定保健指導実施率（%）	36.8	33.6	45.4	健康推進課																		
	R2	R3	R4																														
特定健康診査受診率（%）	24.3	31.4	33.5																														
特定保健指導実施率（%）	36.8	33.6	45.4																														
後期高齢者保健事業	生活習慣病予防、介護状態の予防のため健診を推奨します。	<p>生活習慣病予防、介護状態の予防のため健診を実施しました。（R2はコロナ禍の縮小実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期高齢者健診受診率（%）</td> <td>13.4</td> <td>19.3</td> <td>22.0</td> <td>22.9</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	後期高齢者健診受診率（%）	13.4	19.3	22.0	22.9	健康推進課																				
	R2	R3	R4	R5																													
後期高齢者健診受診率（%）	13.4	19.3	22.0	22.9																													
歯の健康推進	歯周疾患予防や口腔機能の維持向上を推進します。	<p>歯科疾患の予防、早期発見を目的に集団歯科検診（18歳以上を対象）、医療機関での個別歯科検診（40歳、50歳、60歳、70歳を対象）を実施しました。また、口腔の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るために、関係機関と連携を取りながら、歯科健康教室を実施し、生涯にわたる歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上に係る取り組みを行いました。</p> <p>集団歯科検診</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団歯科検診回数(回)</td> <td>中止</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>中止</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療機関での個別歯科検診 対象者/受診者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60,70歳/101人</td> <td>50,60,70歳/167人</td> <td>40,50,60,70歳/219人</td> <td>40,50,60,70歳/228人</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	集団歯科検診回数(回)	中止	3	3	5	受診者数(人)	中止	50	50	103	R2	R3	R4	R5	60,70歳/101人	50,60,70歳/167人	40,50,60,70歳/219人	40,50,60,70歳/228人	健康推進課							
	R2	R3	R4	R5																													
集団歯科検診回数(回)	中止	3	3	5																													
受診者数(人)	中止	50	50	103																													
R2	R3	R4	R5																														
60,70歳/101人	50,60,70歳/167人	40,50,60,70歳/219人	40,50,60,70歳/228人																														
妊産婦健康診査	国の示す「望ましい妊婦健診の基準」に沿った内容の妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の早期発見を図ります。また、医療機関との連携強化に努めます。	<p>妊娠中及び産後に必要とされる健診費用の助成を行い、母児ともに健康に過ごせるよう支援しました。令和3年度からは多胎妊婦の健診費用助成回数を5回分追加しました。また令和4年度からは産婦健康診査の助成を開始し、産後の回復状態の確認や産後うつ等の早期発見ができるよう支援しました。気がかりさがある妊産婦については産科医療機関と連携して支援を実施しました。</p> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査14回分（多胎妊娠の場合19回分）、産婦健康診査1回</li> <li>・血液検査等、</li> <li>・子宮頸がん検診各1回</li> <li>・妊産婦一人当たり助成額約11万円（令和5年度委託料で算出）</li> </ul>	健康推進課																														

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																																																																				
健康教育等指導事業	生活習慣病予防や介護予防の重要性を理解し、行動に移せる方を増やします。 関係機関との連絡体制の強化を図ります。	<p>健康教育、健康相談、訪問指導を実施し、生活習慣病等の予防や健康づくりに対する市民の意識向上を図り、市民の健康管理能力の育成に努めました。また、ストレスやこころの病気等について正しい知識の普及啓発及び相談場所の周知を行うとともに、こころの悩みを抱える方に対して個別相談を実施し、心身の健康の保持増進や自殺予防に努めました。さらに、令和2年度には自殺対策の推進のため、「敦賀市のちとこころ支援計画」を策定し、令和3年9月からパソコンやスマートフォン等を使ってインターネットで自殺に関連する用語を検索した場合に、市の相談窓口に関する広告を表示する『検索連動型広告事業』を実施することにより自殺企図のある方や悩みを抱える方を相談につなげ、自殺防止を図りました。</p> <p>がん患者への支援として、がん患者の補装具（かつら等）購入費用を助成しました（令和4年度～「がん患者アピアランスサポート事業」）。</p> <p>健康教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>25</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>参加延人数(人)</td> <td>514</td> <td>433</td> <td>891</td> <td>929</td> </tr> </tbody> </table> <p>健康相談</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数(人)</td> <td>542</td> <td>1,484</td> <td>1,734</td> <td>1,742</td> </tr> </tbody> </table> <p>こころの相談</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数(人)</td> <td>64</td> <td>87</td> <td>99</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table> <p>自殺対策研修会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加延人数(人)</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>79</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table> <p>検索連動型広告事業表示回数/相談場所クリック数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表示回数(回)</td> <td>24,842</td> <td>49,697</td> <td>51,517</td> </tr> <tr> <td>クリック数(回)</td> <td>1,748</td> <td>3,836</td> <td>2,647</td> </tr> </tbody> </table> <p>がん患者アピアランスサポート事業申請者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者数(人)</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	開催回数(回)	25	17	27	27	参加延人数(人)	514	433	891	929		R2	R3	R4	R5	延人数(人)	542	1,484	1,734	1,742		R2	R3	R4	R5	延人数(人)	64	87	99	101		R2	R3	R4	R5	開催回数(回)	1	1	2	2	参加延人数(人)	14	27	79	112		R3	R4	R5	表示回数(回)	24,842	49,697	51,517	クリック数(回)	1,748	3,836	2,647		R4	R5	申請者数(人)	19	20	健康推進課
	R2	R3	R4	R5																																																																			
開催回数(回)	25	17	27	27																																																																			
参加延人数(人)	514	433	891	929																																																																			
	R2	R3	R4	R5																																																																			
延人数(人)	542	1,484	1,734	1,742																																																																			
	R2	R3	R4	R5																																																																			
延人数(人)	64	87	99	101																																																																			
	R2	R3	R4	R5																																																																			
開催回数(回)	1	1	2	2																																																																			
参加延人数(人)	14	27	79	112																																																																			
	R3	R4	R5																																																																				
表示回数(回)	24,842	49,697	51,517																																																																				
クリック数(回)	1,748	3,836	2,647																																																																				
	R4	R5																																																																					
申請者数(人)	19	20																																																																					
健康診査等事業	定期的に健康診査を受けることで、自覚症状がないまま進行する生活習慣病の兆しに気付き、自分の生活習慣病を改善する機会を提供します。また、骨粗しょう症予防に対する取組の充実、肝炎ウイルス健診の受診機会の拡大に取組みます。	<p>生活習慣病の予防等を目的に、フレッシュ健診（19～39歳の健診を受ける機会がない方対象）、一般健康診査（40歳以上の医療保険未加入者対象）、肝炎ウイルス検診（40歳以上の肝炎ウイルス検診未受診者対象）を実施しました。（R2はコロナ禍のため縮小実施、フレッシュ健診は中止）</p> <p>フレッシュ健診</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>中止</td> <td>80</td> <td>102</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般健康診査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>肝炎ウイルス検診受診者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>8</td> <td>1,450</td> <td>469</td> <td>459</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	受診者数(人)	中止	80	102	122		R2	R3	R4	R5	受診者数(人)	9	8	12	12		R2	R3	R4	R5	受診者数(人)	8	1,450	469	459	健康推進課																																						
	R2	R3	R4	R5																																																																			
受診者数(人)	中止	80	102	122																																																																			
	R2	R3	R4	R5																																																																			
受診者数(人)	9	8	12	12																																																																			
	R2	R3	R4	R5																																																																			
受診者数(人)	8	1,450	469	459																																																																			

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																				
すこやか育児サポート事業	「安心して生み育てる環境づくり」を基本とし、各種セミナー・相談等、量・質ともにきめ細やかな母子保健事業を実施します。	子どもたちが健やかに育つための環境づくりの充実を図るため、専門職による相談・セミナー等を実施し、妊娠期から子育て期の家族への総合的な支援を行いました。コロナ禍には感染拡大防止のためセミナーを中止したり、内容を一部変更しましたが、代わりにホームページに資料を掲載するなどして、セミナーの内容を補うように努めました。	健康推進課																				
未熟児養育医療給付事業	安心して必要な医療が受けられるよう支援します。	<p>養育のために入院を必要とする未熟児に対し、医療費の給付を行い、安心して必要な医療が受けられるよう支援しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付実人数(人)</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>給付延べ日数(日)</td> <td>747</td> <td>763</td> <td>722</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	給付実人数(人)	15	16	22	13	給付延べ日数(日)	747	763	722	520	健康推進課					
	R2	R3	R4	R5																			
給付実人数(人)	15	16	22	13																			
給付延べ日数(日)	747	763	722	520																			
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児に対する発育状況、栄養の良否、疾病障がいの有無、歯科検診等の相談・指導を行います。未受診者把握の徹底や、フォロー体制の確立に努めます。	<p>1歳6か月児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行いました。また、未受診者に対して、電話や訪問等、必要な勧奨を行い、受診につなげました。コロナ禍には一時中止となりましたが、再開後は実施方法を一部変更し、感染対策を行いながら健診を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>460</td> <td>378</td> <td>509</td> <td>401</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>96.8</td> <td>90.9</td> <td>105.6</td> <td>98.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前年度の対象者が翌年度に受診することで受診率が100%を超えることがある</p>		R2	R3	R4	R5	受診者数(人)	460	378	509	401	受診率(%)	96.8	90.9	105.6	98.5	健康推進課					
	R2	R3	R4	R5																			
受診者数(人)	460	378	509	401																			
受診率(%)	96.8	90.9	105.6	98.5																			
3歳児健康診査	3歳児を対象とした問診、身体計測、診察、歯科検診、発達検査、視覚・聴覚検査等を行います。未受診者把握の徹底や、フォロー体制の確立に努めます。	<p>3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるとともに、保護者のストレスや育児不安に対して必要な支援を行いました。また、未受診者に対して、電話や訪問等、必要な勧奨を行い、受診につなげました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数(人)</td> <td>566</td> <td>423</td> <td>464</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>99.1</td> <td>94.0</td> <td>99.8</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	受診者数(人)	566	423	464	431	受診率(%)	99.1	94.0	99.8	98.9	健康推進課					
	R2	R3	R4	R5																			
受診者数(人)	566	423	464	431																			
受診率(%)	99.1	94.0	99.8	98.9																			
乳児健康診査	乳児を対象に、1か月児・4か月児・9～10か月児の3回に分けて健康診査を実施し、その結果に基づき、保健指導等を実施します。また、医療機関との連携強化に努めます。	<p>乳児(1か月児・4か月児・9～10か月児)を対象に指定医療機関で健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び健康の保持増進を図りました。令和2年度より新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行い、難聴の早期発見、早期療育につなげました。また、支援が必要なケースについて医療機関との連携を図りました。</p> <p>令和5年度</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月児</td> <td>受診者数(人)</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>93.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4か月児</td> <td>受診者数(人)</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>97.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9～10か月児</td> <td>受診者数(人)</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>97.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新生児聴覚スクリーニング検査</td> <td>受診者数(人)</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>98.1</td> </tr> </tbody> </table>	1か月児	受診者数(人)	341	受診率(%)	93.7	4か月児	受診者数(人)	357	受診率(%)	97.5	9～10か月児	受診者数(人)	386	受診率(%)	97.0	新生児聴覚スクリーニング検査	受診者数(人)	365	受診率(%)	98.1	健康推進課
1か月児	受診者数(人)	341																					
	受診率(%)	93.7																					
4か月児	受診者数(人)	357																					
	受診率(%)	97.5																					
9～10か月児	受診者数(人)	386																					
	受診率(%)	97.0																					
新生児聴覚スクリーニング検査	受診者数(人)	365																					
	受診率(%)	98.1																					

事業名	事業概要	令和2～5年度の取組状況・内容等	担当課																								
妊娠出産包括支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築のため、子育て世代包括支援センターの機能の充実を図りながら、母子健康手帳の交付の場面から丁寧な支援を行います。	<p>妊娠期からの切れ目ない支援のために、子育て世代包括支援センターで母子健康手帳交付の場面から丁寧なかかわりができるような体制を整え、子育て総合支援センターと連携しながら事業を実施しました。(令和5年度末で子育て世代包括支援センターは廃止)</p> <p>産後の育児不安や疲労を軽減し、産後うつを予防するための産後ケア事業を実施しました。令和3年度からは産後ケアの種類を1種類(ショートステイ(宿泊)型)から4種類(ショートステイ型、デイサービス1型、デイサービス2型、アウトリーチ型)に増やし、令和5年9月からは一部の種類について申請不要とし、より利用しやすい体制づくりと利便性の向上に努めました。</p> <p>令和5年度(産後ケア事業)</p> <table border="1"> <tr> <td>ショートステイ(宿泊)型</td> <td>利用実人数(人)</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用日数(日)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>デイサービス1(母乳育児相談)型</td> <td>利用実人数(人)</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用日数(日)</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>デイサービス2(日帰り)型</td> <td>利用実人数(人)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用日数(日)</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>アウトリーチ(訪問)型</td> <td>利用実人数(人)</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用日数(日)</td> <td>222</td> </tr> </table>	ショートステイ(宿泊)型	利用実人数(人)	25		利用日数(日)	95	デイサービス1(母乳育児相談)型	利用実人数(人)	170		利用日数(日)	216	デイサービス2(日帰り)型	利用実人数(人)	30		利用日数(日)	45	アウトリーチ(訪問)型	利用実人数(人)	133		利用日数(日)	222	健康推進課
ショートステイ(宿泊)型	利用実人数(人)	25																									
	利用日数(日)	95																									
デイサービス1(母乳育児相談)型	利用実人数(人)	170																									
	利用日数(日)	216																									
デイサービス2(日帰り)型	利用実人数(人)	30																									
	利用日数(日)	45																									
アウトリーチ(訪問)型	利用実人数(人)	133																									
	利用日数(日)	222																									
出産・子育て応援事業	全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援(伴走型相談支援)と妊娠・出産時における経済的支援を一体的に行います。	<p>令和5年1月から、出産・子育て応援事業を開始し、伴走型相談支援として妊娠届出時、妊娠6～7か月頃、赤ちゃん訪問時に保健師や助産師等による出産・育児の見通しを立てるための面談やアンケートを実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談対応を行いました。また経済的支援として、妊娠届出時と赤ちゃん訪問時に面談を受けた方に出産応援手当5万円と子育て応援手当5万円をそれぞれ支給しました。令和5年11月からは、現金に加え、ふくいはびコイン(デジタル地域通貨)52,500円(2,500円は県が上乘せ)も選択できる体制を整備しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伴走型相談支援</td> <td>母子手帳交付時 87件 赤ちゃん訪問時 30件 遡り対応分84件</td> <td>母子手帳交付時 355件 妊娠6～7か月頃 42件 赤ちゃん訪問時 357件</td> </tr> <tr> <td>経済的支援支給件数</td> <td>出産応援手当583件 子育て応援手当317件</td> <td>出産応援手当340件(うち地域通貨39件) 子育て応援手当352件(うち地域通貨28件)</td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	伴走型相談支援	母子手帳交付時 87件 赤ちゃん訪問時 30件 遡り対応分84件	母子手帳交付時 355件 妊娠6～7か月頃 42件 赤ちゃん訪問時 357件	経済的支援支給件数	出産応援手当583件 子育て応援手当317件	出産応援手当340件(うち地域通貨39件) 子育て応援手当352件(うち地域通貨28件)	健康推進課															
	R4	R5																									
伴走型相談支援	母子手帳交付時 87件 赤ちゃん訪問時 30件 遡り対応分84件	母子手帳交付時 355件 妊娠6～7か月頃 42件 赤ちゃん訪問時 357件																									
経済的支援支給件数	出産応援手当583件 子育て応援手当317件	出産応援手当340件(うち地域通貨39件) 子育て応援手当352件(うち地域通貨28件)																									

## ② 利用者の視点に立ったサービス提供の促進

事業名	事業概要	令和2～5年度の実績状況・内容等	担当課															
介護サービス相談員派遣事業	介護相談員を配置し、介護保険施設や在宅サービス事業所へ訪問し、利用者の意見や相談等を事業所へ返し、サービス事業所の質の向上を図ります。	<p>介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス相談員による事業所訪問を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所訪問回数(回)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事業所件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>31</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>R 2・3は、新型コロナウイルス感染症拡大のため0回</p>		R 2	R 3	R 4	R 5	事業所訪問回数(回)	0	0	3	3	事業所件数(件)	0	0	31	72	長寿健康課
	R 2	R 3	R 4	R 5														
事業所訪問回数(回)	0	0	3	3														
事業所件数(件)	0	0	31	72														
介護費用適正化事業	介護費用の適正化のために国が示す主要5事業①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知を中心に取組み、介護支援専門員の質の向上、介護費用の適正化を図ります。	<p>適正な介護認定や給付のため、介護支援専門員や介護職員に対して研修会を行いました。住宅改修等の全件確認を実施し、疑義のあるときは現地確認を行い日常生活の自立や安全性につながる適正な内容であるか確認を行いました。</p>	長寿健康課															

## 2 敦賀市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域に内在するさまざまな生活課題、社会福祉資源等について総合的な観点から検討し、幅広い市民の参加と主体的な地域福祉の推進のための方策として敦賀市地域福祉計画（以下「計画」という。）をまとめるため、敦賀市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) アンケート結果及び地域福祉課題の検討
- (2) 基本目標及び体系の検討
- (3) 計画素案の検討
- (4) 計画全体の調整
- (5) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による市民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、計画の策定が完了した場合には、その日をもって任期満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

### 3 敦賀市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	永 井 裕 子	福井県立大学	委員長
	新 井 良 和	敦賀市医師会	副委員長
	四 方 啓 裕	二州健康福祉センター	
	大 野 富 夫	敦賀市社会福祉協議会	
各種団体が推薦する者	中 村 健之輔	敦賀市区長連合会	
	春日野 昇	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会	
	玉 村 由紀子	敦賀市主任児童委員	
	谷 川 幸 男	敦賀市老人クラブ連合会	
	中 野 博	敦賀市身体障害者福祉連合会	
	横 井 小夜子	敦賀市介護サービス事業者連絡協議会	
	木 村 由紀子	敦賀地区保護司会	
公募による市民の代表	中 村 幸 恵		
	江 戸 恵 美		
市職員	中 野 義 夫	敦賀市福祉保健部	

## 4 策定経過

開催日等	内容等																				
令和6年7月11日	<p>第1回敦賀市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出</li> <li>・地域福祉計画（趣旨・役割・計画期間）の説明</li> <li>・アンケート調査の説明</li> <li>・今後の日程等について</li> </ul>																				
令和6年7月～9月	<p>アンケート調査の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>調査期間</th> <th>調査方法</th> <th>配布数</th> <th>回収数 (回収率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民 (市内の18歳以上から無作為抽出)</td> <td>令和6年7月25日～8月20日</td> <td>郵送による配布・回収またはインターネット回答</td> <td>2,000通</td> <td>603通 (30.2%)</td> </tr> <tr> <td>若年者 (市内の中学3年生～高校3年生から無作為抽出)</td> <td>令和6年8月19日～9月6日</td> <td>郵送による配布・回収またはインターネット回答</td> <td>120通</td> <td>27通 (22.5%)</td> </tr> <tr> <td>市内の福祉団体、市民活動団体</td> <td>令和6年7月25日～8月20日</td> <td>郵送による配布・回収</td> <td>50通</td> <td>32通 (64.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	調査期間	調査方法	配布数	回収数 (回収率)	住民 (市内の18歳以上から無作為抽出)	令和6年7月25日～8月20日	郵送による配布・回収またはインターネット回答	2,000通	603通 (30.2%)	若年者 (市内の中学3年生～高校3年生から無作為抽出)	令和6年8月19日～9月6日	郵送による配布・回収またはインターネット回答	120通	27通 (22.5%)	市内の福祉団体、市民活動団体	令和6年7月25日～8月20日	郵送による配布・回収	50通	32通 (64.0%)
対象	調査期間	調査方法	配布数	回収数 (回収率)																	
住民 (市内の18歳以上から無作為抽出)	令和6年7月25日～8月20日	郵送による配布・回収またはインターネット回答	2,000通	603通 (30.2%)																	
若年者 (市内の中学3年生～高校3年生から無作為抽出)	令和6年8月19日～9月6日	郵送による配布・回収またはインターネット回答	120通	27通 (22.5%)																	
市内の福祉団体、市民活動団体	令和6年7月25日～8月20日	郵送による配布・回収	50通	32通 (64.0%)																	
令和6年9月24日	<p>第2回敦賀市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査集計結果について</li> <li>・結果から導かれる課題について</li> </ul>																				
令和6年11月18日	<p>第3回敦賀市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案の検討について</li> </ul>																				
令和7年1月17日	<p>第4回敦賀市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の提示について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>																				
令和7年1月27日～令和7年2月5日	パブリックコメントの実施																				
令和7年2月13日	<p>第5回敦賀市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告について</li> <li>・敦賀市地域福祉計画（案）について</li> <li>・市長報告について</li> </ul>																				

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

#### NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

### 【か行】

#### 協議体

住んでいる地域に必要な助け合いの活動についての検討等、定期的な情報共有や連携強化の場。

#### 共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

#### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%以上14%未満の社会を高齢化社会、14%以上21%未満の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

#### こども家庭センター

妊娠・出産・子育てに関わる相談窓口。安心して出産や子育てができるように、様々な相談や悩みを聞き、一人ひとりに寄り添った支援や情報提供を行う。敦賀市では令和7年4月に開設。

## 【さ行】

### 災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

### 在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

### 自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

### 社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

### 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

### 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

### 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

## 【た行】

### 第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

### 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

### 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

### 地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

## 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

## 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

## DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

## 【な行】

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

### 認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

### 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

## 【は行】

### バリアフリー

高齢者や障がい者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

### ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

### 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

### ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

### 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。



ふれあい、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが

## 福祉つるが めくもりプラン

【第5期敦賀市地域福祉計画】

令和7年3月

発行：福井県敦賀市 福祉保健部 地域福祉課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL：0770-22-8118／FAX：0770-22-8163